

高等専門学校機関別認証評価

自己評価書

令和2年8月

岐阜工業高等専門学校

- ・自己点検・評価結果欄の各項目のチェック欄で「・・・していない」等にチェック（■）した場合は、自己点検・評価の根拠資料・説明等欄に、その理由等を記述すること。
- ・（該当する選択肢にチェック■する。）と記載のある項目は、該当する箇所のみチェックを入れること。選択肢全てにチェックを入れる必要はない。
- ・自己点検・評価の根拠資料・説明等欄の記号は次のとおり。

◇： 明示している根拠資料については、該当資料名、資料番号を記入すること。資料は、該当箇所がわかるように（行の明示、下線や囲み線を引くなど）して、まとめて自己評価書「根拠資料編」として作成すること。資料を、ウェブサイト等で公表している場合には、ウェブサイト公表資料と付した上で、該当資料名、資料番号を記入し、そのリンク先を欄中に貼付すること。

◆： 資料等を基に自己点検・評価の項目に係る状況を記述すること。（取組や活動の内容等の客観的事実について具体的に記述し、その状況についての分析結果をその結果を導いた理由とともに記述。）記述は、できるだけ簡潔にし、分量は、200字程度を目安とすること。なお、「・・・場合は、」とあるものについては、該当する場合のみ記述すること。また、根拠資料の資料名、資料番号を記入すること。

- ・ 関係法令の略は次のとおり。

(法)学校教育法、(施)学校教育法施行規則、(設)高等専門学校設置基準

I 高等専門学校の現況及び特徴

(1) 現況	
1. 高等専門学校名	岐阜工業高等専門学校
2. 所在地	岐阜県本巣市上真桑2236-2
3. 学科等の構成	準学士課程：機械工学科，電気情報工学科，電子制御工学科，環境都市工学科，建築学科 専攻科課程：先端融合開発専攻
4. 認証評価以外の 第三者評価等の状況	特例適用専攻科（専攻名：先端融合開発専攻） J A B E E 認定プログラム（専攻名： ） その他（ ）
5. 学生数及び教員数 (評価実施年度の5月1日現在)	学生数：1061人 教員数：専任教員76人 助手数：0人
(2)特徴	
岐阜工業高等専門学校（以下、本校という。）は、産業界の強い要望により、中堅技術者の養成の高等教育機関として、昭和38年4月1日に設置された。設立時の学科構成は、機械工学科、電気工学科、及び土木工学科の3学科で、入学定員はそれぞれ40名であった。昭和38年岐阜県各務原市の仮校舎で開校式と第1回入学式が挙行され、昭和39年岐阜県本巣郡真正町の本校舎に移転し現在に至っている。この間、昭和43年度に岐阜県下の高等教育機関として初めてである建築学科（入学定員40名）、昭和63年度には電子制御工学科（入学定員40名）が増設された。また、平成5年度には土木工学科が環境都市工学科に改組され、平成7年度には電子システム工学と建設工学の2つの専攻を持つ専攻科が設置された。平成12年度には電気工学科が電気情報工学科に改組され、電気電子工学と情報工学の2コース制をとっている。また、平成28年度には電子システム工学専攻と建設工学専攻が統合され、先端融合開発専攻へ改組された。現在では5学科・1専攻、学生数1,040名（入学定員）規模の教育・研究機関に発展してきている。特に近年では、国際交流も活発に実施されており、従来からの外国人留学生の受入れ制度に留まらず、13の包括交流協定を締結している大学からの短期間の留学生を受入れる一方で、本校からは専攻科学生を派遣するなど、双方向のグローバル化が進んできている。また、平成26年度から6年間に亘り推進してきた教育AP事業（大学教育再生加速プログラム）では、アクティブラーニングの推進に伴うソフト面での教育方法の改善のみならず、ハード面のIT関連の施設・設備の充実も図られ、遠隔授業の円滑な導入など、昨今の困難な社会情勢にも柔軟に対応できうる強靱な教育機関になってきている。	

II 目的

準学士課程

目的

本校は、教育基本法 の精神にのっとり、及び学校教育法に基づき、深く専門の学芸を教授し、職業に必要な能力を養い、有為の人材を育成することを目的とする。
(岐阜工業高等専門学校学則第1条)

教育目標

- (1) 広い視野を持ち、自立心と向上心に富み、教養豊かで心身ともに健康な技術者の育成
- (2) 基礎学力を身につけ、創造力、応用力、実践力を備えた技術者の育成
- (3) 国際コミュニケーション能力と先端情報技術を駆使する能力を備えた技術者の育成
- (4) 工学技術についての倫理観を有した技術者の育成
- (5) 教育研究活動を通じて社会へ貢献できる技術者の育成

準学士課程（岐阜工業高等専門学校の学科ごとの教育目的に係る規程）

機械工学科の教育目的

国際社会において機械技術者として活躍するための基礎学力を有し、社会情勢の急激な変化に柔軟に対処できる情報処理能力と情報解析能力を備えた技術者を養成することを目的とする。

電気情報工学科の教育目的

電気・電子・情報の各分野における基礎知識と技術をバランス良く身につけると共に、社会の要求に応え高度な専門技術と知識を修得していける能力を身につけた技術者を養成することを目的とする。

電子制御工学科の教育目的

電気・電子、情報・制御、機械関連の基礎知識と考え方を身につけ、国際化する高度情報化社会の要求に応え、電子制御・情報制御技術を基礎として、創造的な技術改良・技術開発ができる能力を身につけた技術者を養成することを目的とする。

環境都市工学科の教育目的

人類が自然災害から国土を守り快適で安全な生活を支えるための社会基盤の整備と、自然と共生・調和し環境負荷の低減を考慮した「循環型の都市づくり」の創造に関する基本的な知識・考え方を理解し、人類の持続的発展を支える社会基盤整備を積極的に推進できる能力を身につけている技術者を養成することを目的とする。

建築学科の教育目的

人間が社会生活を営む空間を構築するために建築・都市空間の構成技法、環境調整及び構造安全性に関する基礎的技術と教養を有し、それらを総合化できる技術者を養成することを目的とする。

専攻科課程

目的

専攻科は、高等専門学校の基礎の上に、精深な程度において工業に関する高度な専門的知識及び技術を教授し、その研究を指導することを目的とする。（岐阜工業高等専門学校学則第38条）

教育目標

- (1) 得意とする専門分野をさらに深めるとともに、異分野を理解し複数の分野にまたがった思考力を備えた技術者の育成
- (2) 社会の要求するテーマを創造的に調査・企画・設計・計画し、継続的に解析・実行・改善できる問題解決能力を備えた技術者の育成
- (3) 的確な日本語と国際的に通用するコミュニケーション能力を備えた技術者の育成
- (4) 先端情報技術を駆使して専門分野のプログラムを構築する能力を備えた技術者の育成
- (5) 多様でグローバルな視点の倫理的判断ができ、技術者の社会的責任を理解して地域貢献できる技術者の育成

Ⅱ 基準ごとの自己評価

基準 1 教育の内部質保証システム

評価の視点			
【重点評価項目】			
1－1 教育活動を中心とした学校の総合的な状況について、学校として定期的に学校教育法第109条第 1 項に規定される自己点検・評価を行い、その結果に基づいて教育の質の改善・向上を図るための教育研究活動の改善を継続的に行う仕組み（以下「内部質保証システム」という。）が整備され、機能していること。			
【重点評価項目】			
観点 1－1－① 教育活動を中心とした学校の活動の総合的な状況について、学校として定期的に自己点検・評価を実施するための方針、体制等が整備され、点検・評価の基準・項目等が設定されているか。			
【留意点】			
○ 教育の活動を中心とした学校の教育研究活動の総合的な状況についての自己点検・評価の実施方針、実施体制、実施項目を分析するための観点であり、重点評価項目として位置付けている。（改善への取組については 1－1－④で分析する。）			
○ 定期的に行うということは、7 年以内ごとに実施する大学改革支援・学位授与機構（以下、「機構」という。）の機関別認証評価に対応した自己点検・評価以外に、計画的にモニタリング※や自己点検・評価を実施していることについて分析すること。			
※ 「モニタリング」として、教育プログラムの実施者がプログラムの現状について、定量的及び定性的なデータや情報を定期的かつ体系的に把握・追跡し、継続的に情報共有を行う作業をいう。			
○ 実施方針とは、趣旨、実施時期、実施方法、評価結果の外部検証等が定められている学校内の規定を想定している。			
○ 実施体制には、委員会や担当部署のほか、自己点検・評価における責任の所在を明記していること。なお、実施体制の「組織図」等があれば提示すること。			
○ 自己点検・評価の基準・項目には、機構の高等専門学校評価基準を活用することや、必要に応じて独自の評価の項目を設定している場合も想定される。			
○ 実施体制、評価の基準・項目等は、実施方針の中で一体的に策定している場合も想定される。			
関係法令 (法)第109条 (施)第166条 (設)第2条			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）			
以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。			
■ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 学校として定期的に自己点検・評価を実施するための方針を定めているか。 ■ 定めている	◇実施の方針が明示されている規程等	根拠資料として、1 番目に自己点検・評価の実施体制を示すためのPDCAの図を配置し、2 番目に自己点検・評価規程を示した。なお、本規程では、第2条に評価項目の概要と実施周期等もを定めている。3番目に示した内規は、2番目の親規程と同時に制定されたものであり、自己点検の基準と項目、及び自己点検を主管する役職等を定めている。4番目には自己点検・評価の実施計画を示す資料を示した。ただし、この資料は本校の年度当初等の周知の便宜のために利用しているものであるため、自己点検・評価に関わるもののみならず、外部評価に関わるものも合わせて含まれている。	
	資料1-1-1-(1)-01 「自己点検・評価の実施体制PDCAを示す図」		
	資料1-1-1-(1)-02 「岐阜高専における自己点検・評価規程」		
	資料1-1-1-(1)-03 「自己点検・評価 の基準と項目についての内規」		
	資料1-1-1-(1)-04 「自己点検・評価の実施計画を示す資料」		
(2) (1)の方針において、自己点検・評価の実施体制（委員会等）を整備しているか。 ■ 整備している	◇実施体制等がわかる資料（組織構成図、関連規程等）	根拠資料として、1 番目に自己点検・評価の実施体制を示すためのPDCAの図を再掲し、2 番目以降に関連の組織規程を示している。 1 番目に示したPDCAの図において、サークルの上部に横長のバーが付帯しているのは、当該のPDCAサークルがスパイラルアップの螺旋に含まれる単一円であることを示している。また、サークルの中央に位置付けられている主管会議と運営会議については、本校の最高意思決定機関であるのみならず、本校の学校運営全体を	
	資料1-1-1-(1)-01 「自己点検・評価の実施体制PDCAを示す図」		再掲
	資料1-1-1-(2)-01 「主管会議規程」		
	資料1-1-1-(2)-02 「運営会議規程」		

	資料1-1-1-(2)-03 「将来計画委員会規程」	統括しており、PDCAサイクルの中央にあり、各委員会組織から1) 提案を受けて承認し、2) 報告を受けて了解する位置づけであり、周囲の諸委員会組織が活動するための駆動力源となっている。 なお、自己点検・評価検討ワーキンググループは、将来計画委員会内に設置されるワーキンググループであり、この設置については将来計画委員会規程に定められている。	
	資料1-1-1-(2)-04 「点検評価・フォローアップ委員会規程」		
	資料1-1-1-(2)-05 「自己点検・評価実施ワーキンググループ内規」		
	資料1-1-1-(2)-06 「スパイラルアップ会議規程」		
(3) (1)の方針において、若しくは同方針に基づいて、自己点検・評価の基準・項目等を設定しているか。 ■ 設定している	◇自己点検・評価の基準・項目等がわかる資料（関連規程等）		
	資料1-1-1-(1)-03 「自己点検・評価 の基準と項目についての内規」	根拠資料として再掲した内規は、この親規程にあたる「岐阜高専における自己点検・評価規程」と同時に制定されたものであり、自己点検の基準と項目、及び自己点検を主管する役職等を定めている。	再掲
【重点評価項目】 観点 1－1－② 内部質保証システムに基づき、根拠となるデータや資料に基づいて自己点検・評価が定期的に行われ、その結果が公表されているか。 【留意点】 ○ 根拠となるデータや資料等とは、教育の状況について自己点検・評価を行うに当たり必要な教育活動に関する基礎的な資料のことで、本評価書の右欄に明示された各種資料を想定している。自己点検・評価に活用できるように体系的に整理しているかを分析すること。より体系的に実施するため、データブック等の策定や、IR（インスティテューショナル・リサーチ）活動として実施している場合も考えられる。 ○ 定期的に行うということは、7年以内ごとに実施する大学改革支援・学位授与機構（以下、「機構」という。）の機関別認証評価に対応した自己点検・評価以外に、計画的にモニタリング※や自己点検・評価を実施していることについて分析すること。 ※ 「モニタリング」として、教育プログラムの実施者がプログラムの現状について、定量的及び定性的なデータや情報を定期的かつ体系的に把握・追跡し、継続的に情報共有を行う作業をいう。（1－1－①の留意点の再掲。） ○ 設定した自己点検・評価の基準・項目に基づいて、点検（分析）・評価されていること。（1－1－①(3)と関連。）			
関係法令 （法）第109条 （施）第166条 （設）第2条			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 根拠となるデータや資料等を定期的に収集・蓄積しているか。 ■ 収集・蓄積している	◇収集・蓄積状況がわかる資料	自己点検・評価資料の収集蓄積状況がわかる資料として資料1-1-2-(1)-01を示した。自己点検・評価の基準と項目等を定めた内規資料1-1-1-(1)-03と対応している。 自己点検・評価資料の収集蓄積状況がわかる資料について、点検評価・フォローアップ委員会から教職員に発信されたメールの写しである。	
	資料1-1-2-(1)-01 「自己点検・評価資料の収集蓄積状況がわかる資料」		
	資料1-1-2-(1)-02 「自己点検・評価資料の収集蓄積状況の周知について資料」		

	資料1-1-2-(1)-03 「学習評価・フォローアップ点検の資料収集蓄積の流れがわかる資料」	授業改善に焦点を絞った点検・評価のための資料等の集積・蓄積状況の全体観と流れを示すため、資料1-1-2-(1)-03に新任教員を対象とした説明会の資料を提示した。	
	◇担当組織、責任体制がわかる資料		
	資料1-1-1-(2)-04 「点検評価・フォローアップ委員会規程」		再掲
	資料1-1-2-(1)-04 「学習評価・フォローアップ点検の担当組織がわかる資料」	授業改善に関わる資料等の集積・蓄積を担当する組織は、点検評価・フォローアップ委員会内に組織された学習評価フォローアップワーキンググループであり、この設置を定めた内規を示した。	
	資料1-1-2-(1)-05 「学習評価フォローアップ点検実施要領」	教育改善において最も重要な授業改善に関わるデータや資料の収集について、点検評価・フォローアップ委員会内の学習評価フォローアップワーキンググループが、当該年度の指針・計画を立案し、「学習評価フォローアップ点検実施要領」として定めている。	
(2) 自己点検・評価を定期的実施しているか。 ■ 実施している	◇自己点検・評価報告書等、実施状況がわかる資料（何年ごとに実施しているかがわかる資料も含む。）		
	資料1-1-1-(1)-02 「岐阜高専における自己点検・評価規程」		再掲
	資料1-1-1-(1)-03 「自己点検・評価 の基準と項目についての内規」		再掲
	資料1-1-2-(2)-01 「令和元年度自己点検・評価報告書」	自己点検・評価が点検評価が定期的実施されていることを示す資料として、令和元年度に岐阜高専の規程に基づいて実施され、公開された自己点検・評価報告書のURLを示した。また、8分冊の根拠資料も示した。 Web公開 令和元年度自己点検・評価報告書（岐阜高専の規程に基づく自己点検・評価） http://www.gifu-nct.ac.jp/uploads/1069/1_1.pdf	
	資料1-1-2-(2)-02 「令和元年度自己点検・評価報告書根拠資料基準 1」	http://www.gifu-nct.ac.jp/uploads/1132/1_1.pdf	
	資料1-1-2-(2)-03 「令和元年度自己点検・評価報告書根拠資料基準 2」	http://www.gifu-nct.ac.jp/uploads/1131/1_1.pdf	
	資料1-1-2-(2)-04 「令和元年度自己点検・評価報告書根拠資料基準 3」	http://www.gifu-nct.ac.jp/uploads/1129/1_1.pdf	
	資料1-1-2-(2)-05 「令和元年度自己点検・評価報告書根拠資料基準 4」	http://www.gifu-nct.ac.jp/uploads/1128/1_1.pdf	
	資料1-1-2-(2)-06 「令和元年度自己点検・評価報告書根拠資料基準 5」	http://www.gifu-nct.ac.jp/uploads/1126/1_1.pdf	
	資料1-1-2-(2)-07 「令和元年度自己点検・評価報告書根拠資料基準 6」	http://www.gifu-nct.ac.jp/uploads/1125/1_1.pdf	
	資料1-1-2-(2)-08 「令和元年度自己点検・評価報告書根拠資料基準 7」	http://www.gifu-nct.ac.jp/uploads/1124/1_1.pdf	
	資料1-1-2-(2)-09 「令和元年度自己点検・評価報告書根拠資料基準 8」	http://www.gifu-nct.ac.jp/uploads/1123/1_1.pdf	
	資料1-1-2-(2)-10 「令和元年度第3回運営会議資料抜粋」	実施の経緯・経過を示す根拠資料として、令和元年度第3回運営会議資料抜粋、同議事要旨、令和元年度（平成31年度）に4回実施された点検評価・フォローアップ委員会の議事要旨、及び点検評価・フォローアップ委員長の依頼メールを示した。	
	資料1-1-2-(2)-11 「令和元年度第3回運営会議議事要旨」		
	資料1-1-2-(2)-12 「平成31年度第1回点検評価・フォローアップ委員会議事要旨」	スパイラルアップ会議で自己点検・評価が改善に向けて議論されたことを示す資料として、令和2年度当初に実施されたスパイラルアップ会議の会議資料を示した。	
	資料1-1-2-(2)-13 「令和元年度第2回点検評価・フォローアップ委員会議事要旨」		
	資料1-1-2-(2)-14 「令和元年度第3回点検評価・フォローアップ委員会議事要旨」		
	資料1-1-2-(2)-15 「令和元年度第4回点検評価・フォローアップ委員会議事要旨」		
	資料1-1-2-(2)-16 「点検評価・フォローアップ委員への依頼メール」		

	資料1-1-2-(2)-17 「スパイラルアップ会議で自己点検・評価が改善に向けて議論されたことを示す資料」		
	◆何年ごとに実施しているかを明確にしつつ、現在の実施頻度が適切かどうか、データや資料を活用して行われているかについて、資料を基に記述する。		
	再掲した資料1-1-1-(1)-02は平成30年に制定された規程であるが、この第2条1項に規定しているように、自己点検・評価を7年ごとに実施することとしている。ただし、本規程に基づく最初の実施年度は令和元年度である。なお、平成30年度の規程制定以前は、再掲した資料1-1-1-(1)-04に示されるように、5年ごとに実施されていた。 授業改善に関わる授業アンケートは、全教科目を対象として半期ごとに実施され、各授業担当教員は授業アンケート結果を、『授業評価・達成度評価報告書及びフィードバック報告書』（以降、『フィードバック報告書』と略称することがある。）を通じて認識し、改善点を記載するとともに学生に周知するシステムとしている。学生の評価と教員の評価を比較し、乖離の大きい授業担当教員については、各学科の点検・評価フォローアップ委員が面談を通じて改善を求める。フィードバック報告書はシラバス、成績一覧表、及び試験答案等とファイリングされて授業エビデンス資料として保存されている。なお、各学生の授業アンケート用紙の裏面には、自由記載欄が設けられており、授業改善についての要望を記載することができる。この記載内容はPDF化されたファイルにより、各授業担当教員が確認し、フォローアップ報告書に反映される。資料1-1-1-(1)-02の規程に基づいて自己点検する際には、これらの資料が根拠資料として用いられる。		
	(3) (2)の結果を公表しているか。 ■ 公表している	◇公表状況がわかる資料（ウェブサイトのアドレスの明示でも可。）	
		Web公開	
	資料1-1-2-(2)-01 「令和元年度自己点検・評価報告書」	令和元年度自己点検・評価報告書（岐阜高専の規程に基づく自己点検・評価） http://www.gifu-nct.ac.jp/uploads/1069/1_1.pdf	再掲
	資料1-1-2-(2)-02 「令和元年度自己点検・評価報告書根拠資料基準 1」	平成19年度自己点検・評価報告書	再掲
	資料1-1-2-(2)-03 「令和元年度自己点検・評価報告書根拠資料基準 2」	http://www.gifu-nct.ac.jp/uploads/42/1_1.pdf	再掲
	資料1-1-2-(2)-04 「令和元年度自己点検・評価報告書根拠資料基準 3」	平成24年度自己点検・評価報告書	再掲
	資料1-1-2-(2)-05 「令和元年度自己点検・評価報告書根拠資料基準 4」	http://www.gifu-nct.ac.jp/uploads/41/1_1.pdf	再掲
	資料1-1-2-(2)-06 「令和元年度自己点検・評価報告書根拠資料基準 5」	令和元年度自己点検・評価報告書（岐阜高専の規程に基づく自己点検・評価） http://www.gifu-nct.ac.jp/uploads/1069/1_1.pdf	再掲
	資料1-1-2-(2)-07 「令和元年度自己点検・評価報告書根拠資料基準 6」		再掲
	資料1-1-2-(2)-08 「令和元年度自己点検・評価報告書根拠資料基準 7」		再掲
	資料1-1-2-(2)-09 「令和元年度自己点検・評価報告書根拠資料基準 8」		再掲
	資料1-1-2-(2)-18 「平成19年度自己点検・評価報告書」		
	資料1-1-2-(2)-19 「平成24年度自己点検・評価報告書」		

【重点評価項目】 観点1－1－③ 学校の構成員及び学外関係者の意見の聴取が行われており、それらの結果が自己点検・評価に反映されているか。 【留意点】 ○ 学校の構成員及び学外関係者の意見を聴取する方法、内容、実施状況等についての分析を含め、聴取した意見がどのような形で教育の状況に関する自己点検・評価に反映されているか分析すること。 ○ 特に学外関係者からの意見聴取は、準備等に時間がかかることが想定されるため、計画的な実施が望まれる。 ○ 「第三者評価」とは、評価対象機関とは独立した第三者組織によって選定された評価者・評価項目等によって行われる評価を指す。			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 自己点検・評価の実施に際して、次の各者の意見を反映するようになっているか。（該当する選択肢にチェック■する。） ■ 教員 ■ 職員 ■ 在学生 ■ 卒業（修了）時の学生 ■ 卒業（修了）から一定年数後の卒業（修了）生 ■ 保護者 ■ 就職・進学先関係者			

	資料1-1-3-(1)-11「平成25年度岐阜高専進学先アンケートが翌年度にかけて実施されたことを示す議事要旨」	上記のアンケートが平成25年度末から平成26年度当初にかけて実施されたことを示す資料。	
	◇自己点検・評価結果報告書等の該当箇所		
	資料1-1-2-(2)-01「令和元年度自己点検・評価報告書」	当該資料の下欄頁数の6頁あたり	再掲
(2) 自己点検・評価の実施において、聴取された意見の評価結果及び他の様々な評価の結果等を踏まえて行っているか。（該当する選択肢にチェック■する。）			
	◇各評価結果等を踏まえて自己点検・評価が行われていることを示す報告書等の該当箇所		
		授業アンケート項目として、学習環境についての満足度を尋ねる設問はないが、学習環境についての要望がある場合には、授業アンケートの自由記述欄に記載するシステムになっている。なお、岐阜高専は平成26度から平成31年度にかけて、文部科学省の主催による『大学教育再生加速プログラム（AP）』の採択校としてアクティブラーニングと学修成果の可視化に取り組んできた実績がある。6年間の活動を通じてICT環境も先進的になっており、学習環境の満足度については積極的に設問項目とはしてこなかった経緯がある。けれども令和2年度に入り、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、遠隔授業を行っており、この観点からは自己点検評価項目として重要視すべき状況になってきている。令和2年度の授業アンケートでは、この観点から、授業アンケート項目に学習環境の満足度についての設問を設けることとした。	
	資料1-1-2-(1)-03「学習評価・フォローアップ点検の資料収集蓄積の流れがわかる資料」	学生による授業アンケート結果は、教科目別のフィードバック報告書にまとめられる。このフィードバック報告書に基づいて、点検評価・フォローアップ委員により教員は面談される。資料1-1-3-(2)-02はこの面談録であり学内向けの点検評価・フォローアップ委員会のサイトに掲示されており、自己点検・評価に際して閲覧することができる。	再掲
	資料1-1-3-(2)-01「学生による授業評価が踏まえられていることを示す会議資料」		
	資料1-1-3-(2)-02「学生による授業評価が踏まえられていることを示す資料」		
	資料1-1-3-(1)-03「フィードバック報告書の例」		再掲
		学生による授業アンケートの設問の3番目に教育目標についての達成度があり、また項目4に満足度の項目がある。教科目別にまとめられるフィードバック報告書には学生による評価の平均値が記載されている。このフィードバック報告書には、事前に教員自身による評価も記載されており、学生の評価と教員自身の評価の乖離が大きい場合には、当該教員は面談される対象教員になる。 また、年度当初の教員会議ではクラス別の達成度と満足度が周知される。	
	資料1-1-3-(2)-03「学生による達成度の周知を示す資料」		
	資料1-1-3-(2)-04「学生による満足度の周知を示す資料」		
■ 学習環境に関する評価			
■ 学生による授業評価			
■ 学生による教育・学習の達成度に関する評価（進級時等、卒業（修了）前の評価）			
■ 学生による満足度評価（進級時等、卒業（修了）前の評価）			
□ その他			

【卒業（修了）時の意見聴取】			
■ 卒業（修了）時の学生による教育・学習の達成度に関する評価	資料1-1-3-(1)-04 「本科卒業生のアンケート」	年度当初の教員会議で前年度末の卒業生と専攻科修了生へのアンケート結果（満足度・達成度）が示される。上記の資料は令和２年度4月3日に開催された教員会議資料の抜粋である。	再掲
	資料1-1-3-(1)-05 「専攻科修了生のアンケート」		再掲
■ 卒業（修了）時の学生による満足度評価			
□ その他			
【卒業（修了）後の意見聴取】			
■ 卒業（修了）後の学生による学習成果の効果に関する評価			
	資料1-1-3-(1)-06 「卒業後の学生の意見反映の例」		再掲
■ 卒業（修了）後の就職・進学先等による学生の学習成果の効果に関する評価	資料1-1-3-(1)-09 「就職先アンケート報告（平成29年度実施）」		再掲
	資料1-1-3-(1)-10 「平成25年度岐阜高専進学先アンケートの結果」		再掲
□ その他			
【外部評価】			
■ 外部有識者の検証	資料1-1-3-(2)-05 「外部有識者組織の参与会規程」	外部有識者による検証組織として参与会がある。	
	資料1-1-3-(2)-06 「令和元年度参与会報告」	令和元年度参与会報告	
	資料1-1-3-(2)-07 「平成29年度参与会報告」	http://www.gifu-nct.ac.jp/uploads/863/1_1.pdf 平成29年度参与会報告	
	資料1-1-3-(2)-08 「平成28年度参与会報告」	http://www.gifu-nct.ac.jp/uploads/615/1_1.pdf 平成28年度参与会報告	
	資料1-1-3-(2)-09 「平成27年度参与会報告」	http://www.gifu-nct.ac.jp/uploads/436/1_1.pdf 平成27年度参与会報告	
		http://www.gifu-nct.ac.jp/uploads/272/1_1.pdf	
■ 教育活動に関する第三者評価（機関別認証評価、JABEE等。）		平成25年度 機関別認証評価	
		http://www.niad.ac.jp/sub_hyouka/ninsyou/hyoukahou201403/kousen/no6_1_3_gifu_k201403.pdf	
□ 設置計画履行状況調査			
□ その他			
	◆その他の項目をチェックした場合は、当該評価の内容を記述するとともに、上記◇と同様に該当箇所を明示すること。		

【重点評価項目】

観点 1－1－④ 自己点検・評価や第三者評価等の結果を教育の質の改善・向上に結び付けるような組織としての体制が整備され、機能しているか。

【留意点】

○ 改善・向上のための組織体制には、委員会や担当部署のほか、改善・向上の取組のための責任の所在が明確になっていること。組織図等があれば提示すること。

1－1－①－(2)と同じ組織体制を充てる場合であっても、自己点検・評価の実施と改善・向上の取組の両方の役割をそれぞれ明確に規程等で整理できているかを分析すること。

○ 第三者評価等とは、機構が実施する機関別認証評価や、ＪＡＢＥＥ（日本技術者教育認定機構）によるＪＡＢＥＥ認定プログラムの認定、機構が実施する特例適用専攻科の認定等のほか、第三者評価ではない、自己点検・評価の外部有識者による検証を含み、外部者が検証・評価した結果等の全てを想定しており、そこで指摘された改善事項等への対応を事例として想定している。

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

■ 満たしていると判断する

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 自己点検・評価や第三者評価等の結果を教育の質の改善・向上に結び付けるような体制が整備されているか。	◇実施体制がわかる資料（組織相互関連図、関連規程、議事要旨、活動記録等）		
	資料1-1-1-(1)-01 「自己点検・評価の実施体制PDCAを示す図」	資料1-1-1-(1)-01に示すように、スパイラルアップ会議は自己点検・評価のPDCAにおいて、改善（Action）を担う組織である。	再掲
	資料1-1-1-(2)-06 「スパイラルアップ会議規程」	資料1-1-1-(2)-06のスパイラルアップ会議規程の第2条に示すようにスパイラルアップ会議は改善（Action）活動を行う組織として制定されている。 スパイラルアップ会議による改善活動は「各種会議・委員会」を改善の拠点として年度ごとに実施される。第1ステップとして、年度の終わりにスパイラルアップ会議議長（校長）から各種会議・委員会に対して、年度についての自己点検・評価が指示される。第2ステップとして、各種会議・委員会で実施された自己点検・評価について、スパイラルアップ会議議長から指名された評価者（主に各種会議・委員の長の経験者指名される）が、各種会議の会議資料、議事要旨、当該委員会等のWebサイトの情報、及び聴き取り等の情報に基づいて評価を行う。最終的な会議としてのスパイラルアップ会議では、各種会議の長、及び評価者が集い、取りまとめられた評価結果を基に改善に向けた審議が行われる。指摘された改善点については次年度の施策に計画段階から反映される。なお、資料1-1-4-(1)-01は上記の第1ステップと第2ステップに関わる会議案内のメールである。また、資料1-1-4-(1)-02～04は年度別の上記の評価結果の一覧表である。	再掲
	資料1-1-4-(1)-01 「スパイラルアップ会議の活動ステップを示す資料」		
	資料1-1-4-(1)-02 「スパイラルアップ会議の改善活動を示す資料（平成28年度の評価）」		
	資料1-1-4-(1)-03 「スパイラルアップ会議の改善活動を示す資料（平成29年度の評価）」		
	資料1-1-4-(1)-04 「スパイラルアップ会議の改善活動を示す資料（平成30年度の評価）」		
	資料1-1-4-(1)-05 「平成29年度スパイラルアップ会議議事要旨」		
	資料1-1-4-(1)-06 「平成30年度スパイラルアップ会議議事要旨」		

	2. 「学校として策定した評価項目・評価基準の設定」 平成25年度に実施された前回の機関別認証評価において、改善を要する点として『学校として策定した評価項目・評価基準の設定がない』との指摘を受けた。他教育機関の関連基準等を参照し、最終的な結果として、この完成度・精緻度の理由から機関別認証評価の構成を引用することとした。平成30年度に本校の主管会議、及び運営会議の議を経て、岐阜高専の自己点検評価基準が規程として制定された。本校の意思決定システムに基づいて制定された自己点検・評価システムである。	
資料1-1-1-(1)-02 「岐阜高専における自己点検・評価規程」		再掲
資料1-1-1-(1)-03 「自己点検・評価 の基準と項目についての内規」		再掲
資料1-1-4-(2)-01 「学習・教育目標達成度評価方法」	3. 「教育目標等を学校の構成員に周知する取組は行われているものの、学生及び非常勤講師への周知度は低い状況にある。」 上記の1. で述べたように平成27年度から、各個別学生用の「学習・教育目標達成度評価」シート書式を作成し、毎年4月に各学生が自己の教育目標達成度を認識する機会を設けている。この機会では各学生は自己評価に際して、教育目標を鑑みるため、自己評価のみならず、教育目標を再認識する機会になっている。	再掲
資料1-1-4-(2)-06 「教育目標等を非常勤講師に周知している状況がわかる資料」	非常勤講師への対応としては、指摘の翌年度の平成26年度前期から非常勤講師への事前郵送物について、これまでの教務的な内容の案内とは別に、教育目標を総括した資料を加えて送付している。	
資料1-1-4-(2)-07 「応用物理・数学と一般科目の物理・数学の連携を示す資料」	4. 「一般科目及び専門科目を担当する教員による科目間連携は一部で実施されているものの、その組織的な取組は十分とは言えない。」 平成25年11月に、専門学科で応用物理・応用数学科目を担当する、専門学科所属の教員と、一般科目として物理・数学を担当する教員間で科目連携が図られ、各授業内容について、学生が第1学年入学時から卒業までの間に、物理・数学で重複なく、効率的に習得しうる講義内容の構成が確認された。	
資料1-1-4-(2)-08 「科目連携が学校として了解されていることを示す資料」	資料1-1-4-(2)-08は上記の経緯が運営会議で報告事項として了解されていることを示す資料である。会議資料として、メール往來を適用しているので、冒頭の会議レジュメ部以降は資料1-1-4-(2)-07と同一内容である。	

		平成26年度から採択された大学教育再生加速プログラム（AP）に伴い、アクティブラーニングの導入が活発になってきている。従来から教員相互で実施している授業参観週間（教務会議主催）は、各専門学科内で閉じた形の相互参観になりがちであったが、同年に設置されたアクティブラーニング推進ワーキンググループと教務会議の協同により、参観すべき対象の授業を重点化したため、専門学科教員が一般科目の授業を参観する機会も増え、実質的に連携が推進されている。また、同ワーキンググループ長が中心となって、学科を超えたイベントとして授業技術研究会が開催されており、連携も多様になってきている。	
	資料1-1-4-(2)-09 「連携推進の駆動力になっている組織の存在を示す資料」		
	資料1-1-4-(2)-10 「授業参観において対象授業科目を重点化している状況がわかる資料」		
	資料1-1-4-(2)-11 「専門学科の教員が一般科目を参観している状況がわかる資料」		
	資料1-1-4-(2)-12 「専門学科の教員が一般科目を参観している状況がわかる資料」		
(3)(2)以外で、実際に、自己点検・評価や第三者評価等の結果に基づいて改善に向けた取組を行っているか。 ■ 改善に向けた取組を行っている	◇自己点検・評価結果報告書や第三者評価等の該当箇所		
	資料1-1-2-(2)-01 「令和元年度自己点検・評価報告書」	資料1-1-2-(2)-01の5頁に示されるように、令和元年度に実施た自己点検・評価は、最終のアクションプロセスが未完遂であり、年度末の時点で未だ公開されていなかった。けれども、令和2年度当初のスパイラルアップ会議による承認プロセスを経て、公開された。	再掲
	◇評価結果を受けた改善の取組がわかる資料		
	資料1-1-4-(3)-01 「評価を受けた改善の取組がわかる資料」	資料1-1-4-(3)-01は令和2年度の第1回スパイラルアップ会議の議事要旨であり、令和元年度に実施された岐阜高専の規程に基づく自己点検・評価の自己評価書が承認され、Webサイトに公開された。	
1－1 特記事項 この評価の視点の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、記入すること。			
なし。			
評価の視点			
1－2 準学士課程、専攻科課程それぞれについて、卒業（修了）の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）、教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）、入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）（以下「三つの方針」という。）が学校の目的を踏まえて定められていること。			

(準学士課程)

観点1－2－① 準学士課程の卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）が学校の目的を踏まえて明確に定められているか。

【留意点】

○ ガイドラインとは、下記関係法令に示す平成28年3月31日に決定されたガイドラインのことをいう。

○ 「卒業の認定に関する方針」（ディプロマ・ポリシー）については、ガイドラインの3ページ上段の基本的な考え方や、同5ページ下半分の三つのポリシー相互の関係、同6ページのディプロマ・ポリシーについて等、ガイドラインの内容を参照の上、適切に定められていることを分析すること。

○ 教育する立場からみた教えるべき内容ではなく、教育を受ける側（＝学習者＝学生）の立場に立って「何を身に付け、何ができるようになったか」という学習の成果が明確にわかる、具体的な内容となっていることを分析すること。

○ 学校教育法施行規則第172条の2第1項第1号の規定により学校の目的を、高等専門学校設置基準第3条の規定により学科ごとの目的を、それぞれ定めることが義務付けられており（本評価書のⅡ目的に記載するもの。）、それぞれの目的と卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）が、内容的に齟齬がないなど整合性を有していることを分析すること。

○ 卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）の策定の単位は、準学士課程全体で一つのポリシーを定めることや、学科ごとに定めることが考えられるところであり、学校・学科の目的や教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）との整合性を踏まえて、学校ごとに策定単位を明確にすることが求められる。

関係法令 (法)第117条 (施)第165条の2 (設) 第17条第3～6項、第17条の2、第17条の3、第18条、第19条、第20条

「卒業認定・学位授与の方針」（ディプロマ・ポリシー）、「教育課程編成・実施の方針」（カリキュラム・ポリシー）及び「入学者受入れの方針」（アドミッション・ポリシー）の策定及び運用に関するガイドライン（平成28年3月31日中央教育審議会大学分科会大学教育部会）

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

■ 満たしていると判断する

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) ガイドライン等を踏まえ、卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）を定めているか。（該当する選択肢にチェック■する。） ■ 準学士課程全体として定めている ■ 学科ごとに定めている □ その他	◇策定した卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）		
	資料1-2-1-(1)-01 「準学士課程ディプロマポリシー」	http://www.gifu-nct.ac.jp/about/3policy/	
	資料1-2-1-(1)-02 「ディプロマポリシーと教育目標の対応表」		
(2) 卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）が、「何ができるようになるか」に力点を置いたものであり、かつ準学士課程全体、各学科の目的（本評価書Ⅱに記載したもの。）と整合性を有しているか。 ■ 整合性を有している			
(3)卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）の中で、学生が卒業時に身に付ける学力、資質・能力、並びに、養成しようとする人材像等の内容を明確に示しているか。 ■ 示している			
	◆その他の項目をチェックした場合は、策定単位を具体的に記述する。		

15

観点1－2－② 準学士課程の教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）が、卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）と整合性を持ち、学校の目的を踏まえて明確に定められているか。

【留意点】

- ガイドラインとは、下記関係法令に示す平成28年3月31日に決定されたガイドラインのことをいう。
- 教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）については、ガイドラインの3ページ上段の基本的な考え方や、同5ページ下半分の三つのポリシー相互の関係、同6ページカリキュラム・ポリシーについて等、ガイドラインの内容を参照の上、適切に定められていることを分析すること。
- 特に、教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）は学校教育法施行規則第165条の2第2項において、卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）と整合性を有して定めることが求められていることから、両ポリシーの内容が整合的であることを分析すること。
- 教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）の策定の単位は、準学士課程全体又は学科ごとに定めることが想定されるところであり、学校・学科の目的や卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）との整合性を踏まえて、学校ごとに策定単位を明確にすることが求められる。（卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）と策定単位が一致していることが原則であると想定されるが、各高等専門学校の判断で策定単位を一致させていないことも想定されることから、整合性を分析する際には、形式的に留まらず内容的整合性を分析することが求められる。）
- （3）の選択肢のうち、「その他」以外のものについては、教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に必ず含むものとして想定している。

関係法令 （施）第165条の2 （設）第15条、第16条、第17条（第7項）、第17条の2
「卒業認定・学位授与の方針」（ディプロマ・ポリシー）、「教育課程編成・実施の方針」（カリキュラム・ポリシー）及び「入学者受入れの方針」（アドミッション・ポリシー）の策定及び運用に関するガイドライン（平成28年3月31日中央教育審議会大学分科会大学教育部会）

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

■ 満たしていると判断する

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) ガイドライン等を踏まえ、教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）を定めているか。（該当する選択肢にチェック■する。） ■ 準学士課程全体として定めている ■ 学科ごとに定めている ☐ その他	◇策定した教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）		
	資料1-2-2-(1)-01「準学士課程カリキュラムポリシー」	http://www.gifu-nct.ac.jp/about/3policy/	
(2) 教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）は、卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）との整合性を有しているか。 ■ 整合性を有している			
	◆その他の項目をチェックした場合は、策定単位を具体的に記述する。		
(3)教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）は、どのような内容を含んでいるか。（該当する選択肢にチェック■する。） ■ どのような教育課程を編成するかを示している ■ どのような教育内容・方法を実施するかを示している ■ 学習成果をどのように評価するかを示している ☐ その他			
	◆その他の項目をチェックした場合は、その内容を列記し、その状況がわかる資料を提示する。		

観点1－2－③ 準学士課程の入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）が学校の目的を踏まえて明確に定められているか。			
【留意点】 ○ ガイドラインとは、下記関係法令に示す平成28年3月31日に決定されたガイドラインのことをいう。 ○ 入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）については、ガイドラインの3ページ上段の基本的な考え方や、同5ページ下半分の三つのポリシー相互の関係、同6ページのアドミッション・ポリシーについて等、ガイドラインの内容を参照の上、適切に定められていることを分析すること。 ○ 入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）の策定の単位は、準学士課程全体で1つのポリシーを定めることが考えられるが、学科ごとに定めることも可能である。 ○ 入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）には、「入学者選抜の基本方針」と「求める学生像（受け入れる学生に求める学習成果を含む。）」の両方を定めているかを分析すること。なお、受け入れる学生に求める学習成果として、「学力の3要素」に沿った成果の内容が明示されていることを分析すること。 ○ 「学力の3要素」とは、1知識・技能、2思考力・判断力・表現力等の能力、3主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度のことである。			
関係法令 （法）第57条、第118条（施）第165条の2 「卒業認定・学位授与の方針」（ディプロマ・ポリシー）、「教育課程編成・実施の方針」（カリキュラム・ポリシー）及び「入学者受入れの方針」（アドミッション・ポリシー）の策定及び運用に関するガイドライン（平成28年3月31日中央教育審議会大学分科会大学教育部会）			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1)ガイドライン等を踏まえ、入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）を定めているか。（該当する選択肢にチェック■する。） ■ 準学士課程全体として定めている ■ 学科ごとに定めている □ その他	◇策定した入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）		
	資料1-2-3-(1)-01 「準学士課程アドミッションポリシー」	http://www.gifu-nct.ac.jp/about/3policy/	
(2)入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）は、学校の目的や学科の目的（本評価書Ⅱに記載したもの。）、卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）、教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）を踏まえて策定しているか。 ■ 目的・方針等を踏まえて策定している			
	資料1-2-3-(2)-01 「入学者選抜の基本方針等を示している資料」		
(3)入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）には、「入学者選抜の基本方針」を明示しているか。 ■ 明示している			
	資料1-2-3-(2)-01 「入学者選抜の基本方針等を示している資料」		再掲
(4)入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）には、「求める学生像（受け入れる学生に求める学習成果を含む。）」を明示しているか。 ■ 明示している			
	資料1-2-3-(2)-01 「入学者選抜の基本方針等を示している資料」		再掲
(5) 受け入れる学生に求める学習成果には「学力の3要素」に係る内容が含まれているか。 ■ 含まれている			
	資料1-2-3-(2)-01 「入学者選抜の基本方針等を示している資料」		再掲

	◆その他の項目をチェックした場合は、策定単位を具体的に記述する。		
（専攻科課程）			
観点１－２－④ 専攻科課程の修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）が学校の目的を踏まえて明確に定められているか。			
【留意点】			
○ 観点１－２－①の留意点に準ずるものとする。			
関係法令 （法）第119条第2項 （施）第165条の2 （設）第17条第3～6項、第17条の2、第17条の3、第18条、第19条、第20条			
「卒業認定・学位授与の方針」（ディプロマ・ポリシー）、「教育課程編成・実施の方針」（カリキュラム・ポリシー）及び「入学者受入れの方針」（アドミッション・ポリシー）の策定及び運用に関するガイドライン（平成28年3月31日中央教育審議会大学分科会大学教育部会）			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）			
以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。			
■ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) ガイドライン等を踏まえ、修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）を定めているか。（該当する選択肢にチェック■する。）	◇策定した修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）がわかる資料		
	資料1-2-4-(1)-01「専攻科課程ディプロマポリシー」	http://www.gifu-nct.ac.jp/about/3policy/3policy_senkoka_2017.pdf	
(2) 修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）が、「何ができるようになるか」に力点を置き、専攻科課程全体、各専攻の目的（本評価書Ⅱに記載したもの）と整合性を有しているか。			
(3) 修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）の中で、学生が修了時に身に付ける学力、資質・能力、並びに、養成しようとする人材像等の内容を明確に示しているか。			
	◆その他の項目をチェックした場合は、策定単位を具体的に記述する。		
観点１－２－⑤ 専攻科課程の教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）が、修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）と整合性を持ち、学校の目的を踏まえて明確に定められているか。			
【留意点】			
○ 観点１－２－②の留意点に準ずるものとする。			

関係法令（施）第165条の2（設）第15条、第16条、第17条（第7項）、第17条の2 「卒業認定・学位授与の方針」（ディプロマ・ポリシー）、「教育課程編成・実施の方針」（カリキュラム・ポリシー）及び「入学者受入れの方針」（アドミッション・ポリシー）の策定及び運用に関するガイドライン（平成28年3月31日中央教育審議会大学分科会大学教育部会）			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) ガイドライン等を踏まえ、教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）を定めているか。（該当する選択肢にチェック■する。） ■ 専攻科課程全体として定めている □ 専攻ごとに定めている □ その他	◇策定した教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）がわかる資料		
	資料1-2-5-(1)-01「専攻科課程カリキュラムポリシー」	http://www.gifu-nct.ac.jp/about/3policy/3policy_senkoka_2017.pdf	
(2) 教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）は、修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）との整合性を有しているか。 ■ 整合性を有している			
	◆その他の項目をチェックした場合は、策定単位を具体的に記述する。		
(3) 教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）は、どのような内容を含んでいるか。（該当する選択肢にチェック■する。） □ どのような教育課程を編成するかを示している ■ どのような教育内容・方法を実施するかを示している □ 学習成果をどのように評価するかを示している □ その他			
	◆その他の項目をチェックした場合は、その内容を列記し、その状況がわかる資料を提示する。		
観点1－2－⑥ 専攻科課程の入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）が学校の目的を踏まえて明確に定められているか。 【留意点】 ○ 観点1－2－③の留意点に準ずるものとする。			
関係法令（法）第119条第2項(施)第165条の2、第177条 「卒業認定・学位授与の方針」（ディプロマ・ポリシー）、「教育課程編成・実施の方針」（カリキュラム・ポリシー）及び「入学者受入れの方針」（アドミッション・ポリシー）の策定及び運用に関するガイドライン（平成28年3月31日中央教育審議会大学分科会大学教育部会）			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) ガイドライン等を踏まえ、入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）を定めているか。（該当する選択肢にチェック■する。）	◇策定した入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）		

■ 専攻科課程全体として定めている □ 専攻ごとに定めている □ その他	資料1-2-6-(1)-01「専攻科課程アドミッションポリシー」	http://www.gifu-nct.ac.jp/about/3policy/3policy_senkoka_2017.pdf	
(2) 入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）は、学校の目的や専攻科課程の目的（本評価書Ⅱに記載したもの）、修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）、教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）を踏まえて策定しているか。 ■ 目的・方針等を踏まえて策定している			
(3) 入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）には、「入学者選抜の基本方針」を明示しているか。 ■ 明示している			
(4) 入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）には、「求める学生像（受け入れる学生に求める学習成果を含む。）」を明示しているか。 ■ 明示している			
(5) 受け入れる学生に求める学習成果には「学力の3要素」に係る内容が含まれているか。 ■ 含まれている			
	◆その他の項目をチェックした場合は、策定単位を具体的に記述する。		
1－2 特記事項 この評価の視点の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、記入すること。			
該当なし			
評価の視点			
1－3 学校の目的及び三つの方針が、社会の状況等の変化に応じて適宜見直されていること。			
観点1－3－① 学校の目的及び三つの方針が、社会の状況等の変化に応じて適宜見直されているか。			
【留意点】 ○ (2)の点検の実施については、改組転換といった教育組織の見直しや教育課程の充実（外国語科目の充実や、実務教育科目の充実等。）により、三つの方針の全体若しくはいずれかの見直しを行っていることについて、分析すること。			

関係法令（法）第109条（施）第166条（設）第2条			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）			
以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。			
■ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 学校の目的及び三つの方針について、社会の状況等を把握し、適宜点検する体制となっているか。	◇点検を行う体制がわかる資料（関連規定等、三つの方針の内容を点検し、必要に応じて見直すことについて定めているもの。）		
	資料1-1-1-(1)-01 「自己点検・評価の実施体制PDCAを示す図」	本校の学校の目的及び三つの方針に関する点検については、社会の状況等を把握し、これを適宜点検する組織体制は、まず将来計画委員会内の自己点検・評価検討ワーキンググループによって検討の指示が出され（計画）、これを受けた教務会議が改正の実行本体となり改正を行う（実行）。点検評価・フォローアップ委員会では改正された三つの方針について評価をおこなう（点検）。その後、スパイラルアップ会議が点検評価・フォローアップ委員会の評価を踏まえて改善の大方針を立て（改善）、将来計画委員会にフィードバックしている。	再掲
	資料1-1-1-(1)-02 「岐阜高専における自己点検・評価規程」		再掲
(2) 学校の目的及び三つの方針について、社会の状況等を把握し、適宜点検しているか。	◇点検の実情に関する資料（実績）		
	資料1-3-1-(2)-01 「点検の実情に関する資料」	学校の三つの方針を制定するにあたり、社会の状況等の把握として、資料1-3-1-(2)-01に示す本校、有識者（参与会）の方々に教育活動等を点検いただいた。今後は、制定した三つの方針についても適宜点検いただき、必要に応じて改正していく。	
1－3 特記事項 この評価の視点の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、記入すること。			
なし			
基準 1			
優れた点			
なし			
改善を要する点			

なし			

基準 2 教育組織及び教員・教育支援者等

評価の視点			
2－1 学校の教育に係る基本的な組織構成が、学校の目的に照らして適切なものであること。また、教育活動を展開する上で必要な運営体制が適切に整備され、機能していること。			
観点 2－1－① 学科の構成が、学校の目的に照らして、適切なものとなっているか。			
【留意点】			
○ 準学士課程の目的と卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）において、全ての学科に関係する記述が明確になっていることを分析すること。			
○ 学科ごとの目的が、高等専門学校設置基準の規定に適合しているかどうかとともに、本評価書Ⅱに記載した学校の目的に適合しているかについて分析すること。			
関係法令 (法)第116条 (設)第4条、第4条の2、第5条、第27条の3			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）			
以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。			
■ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 学科の構成が学校の目的（本評価書Ⅱに記載したもの。）及び卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）と整合性がとれているか。 ■ 整合性がとれている	◆学校の目的及び卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）と整合性を有した学科の構成となっていることについて、資料を基に記述する。		
	資料2-1-1-(1)-01 「本校の学科の構成が明示された資料」		
	資料2-1-1-(1)-02 「学科ごとの教育目的を示す資料」		
	資料1-2-1-(1)-01 「準学士課程ディプロマポリシー」		再掲
	準学士課程の学科の構成は、資料2-1-1-(1)-01に示す学則第7条に明記してあり、機械工学科、電気情報工学科、電子制御工学科、環境都市工学科、建築学科の5学科(定員は各40人)が設置されている。また学校および各学科の目的（資料2-1-1-(1)-02）に基づいて卒業の認定に関する方針(ディプロマ・ポリシー)を定めており、学科の構成と整合性がとれている。		
観点 2－1－② 専攻の構成が、学校の目的に照らして、適切なものとなっているか。			
【留意点】			
○ 専攻科課程の目的と修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）において、全ての専攻に関係する記述が明確になっていることを分析すること。			
○ 専攻ごとの目的が、学校教育法の規定に適合しているかどうかについて分析すること。			
関係法令 (法)第119条第2項			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）			

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。			
■ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 専攻の構成が学校の目的（本評価書Ⅱに記載したもの。）及び修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）と整合性がとれているか。	◇本評価書Ⅱに記載したもの以外に専攻科規程等があれば、それがわかる資料		
	資料2-1-2-(1)-01「本校の専攻科の構成が明示された資料」		
	資料1-2-4-(1)-01「専攻科課程ディプロマポリシー」		再掲
	◆学校の目的及び修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）と整合性を有した専攻の構成となっていることについて、資料を基に記述する。		
	専攻科課程の構成は、資料2-1-2-(1)-01に示す学則第39条に示す先端融合開発専攻の1専攻(定員20人)が設置されている。また学校の目的、専攻科課程の目的に基づいて修了の認定に関する方針(ディプロマ・ポリシー)を定めており、専攻科の構成と整合性がとれている。		
観点2－1－③ 教育活動を有効に展開するための検討・運営体制が整備され、教育活動等に係る重要事項を審議するなどの必要な活動が行われているか。			
【留意点】なし。			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）			
以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。			
■ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 教育活動を有効に展開するための検討・運営体制を整備しているか。	◇教育活動を有効に展開するため必要と考えられる教務・学生支援・入試等の委員会の組織体制がわかる資料（当該事項を審議するための組織の構成図、運営規程等）		
	資料2-1-3-(1)-01「運営体制を規定した資料」		
	資料2-1-3-(1)-02「教育活動に携わる運営体制が明示された構成図」		
(2) (1)の体制の下、必要な活動を行っているか。	◇活動が行われている実績がわかる資料（当該事項の審議内容を記した会議の議事要旨等）		
	資料2-1-3-(2)-01 「(運営体制)必要な活動が行われていることがわかる資料」		

2－1 特記事項 この評価の視点の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、記入すること。			
なし			
評価の視点			
2－2 教育活動を展開するために必要な教員が適切に配置されていること。			
観点2－2－① 学校の目的を達成するために、準学士課程に必要な一般科目担当教員及び各学科の専門科目担当教員が適切に配置されているか。			
【留意点】 ○ 本評価書Ⅱに記載した学校の目的に沿って編成された教育課程を展開するために、必要な教員が配置されていることを分析すること。 （例１）目的に「国際的コミュニケーション能力を育成する」を掲げている場合、英語担当教員の配置の充実や、ネイティブスピーカーの配置の充実等。 （例２）目的に「実践的技術者を育成する」を掲げている場合、技術資格を有する者や実務経験を有する者を効果的に配置するなど。 ○ （1)(2)に関し、専任教員数には助教の数も含めることができる（助手は除く。）。 ○ （4)(5)については、非常勤講師についても分析すること。			
関係法令 （法）第120条 （設）第6条、第7条、第8条、第9条			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）			
以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。			
■ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 一般科目担当の専任教員を法令に従い、確保しているか。 ■ 確保している	◇【別紙様式】高等専門学校現況表		
		一般教員数：現況表21人（基準数22人） 採用抑制のため常勤教員は21人であるが、有期雇用特命助教1名、嘱託教授（再雇用）2名を配置して補っている。	
	資料2-2-1-(1)-01 「【別紙様式2－1】高等専門学校現況表」		
(2) 専門科目担当の専任教員を法令に従い、確保しているか。 ■ 確保している			
(3) 専門科目を担当する専任の教授及び准教授の数を法令に従い、確保しているか。 ■ 確保している			
(4) 適切な専門分野の教員が授業科目を担当しているか。 ■ 担当が適切である	◇【別紙様式】担当教員一覧表等		

(5) 適切な教員配置について専門分野以外に配慮していることがあるか。（該当する選択肢にチェック■する。） ■ 博士の学位 ■ ネイティブスピーカー（担当する言語を母国語とする） ■ 技術資格 ■ 実務経験（教育機関以外の民間企業等における勤務経験者等） ■ 海外経験 □ その他	◆配慮事項として掲げる博士の学位、ネイティブスピーカー、技術資格、実務経験、海外経験、その他の具体的な内容について、資料を基に記述する。		
	資料2-2-1-(5)-01「博士の学位・技術資格・実務経験・海外経験が明示された資料」	http://www.gifu-nct.ac.jp/about/disclosure/gakui_r2.pdf	
	資料2-2-1-(5)-02「ネイティブスピーカー担当授業の内容がわかる資料」		
	学校の目的に記載する「高い専門知識」を有する人材を養成するため、資料2-2-1-(5)-01に示すように75人中62人の博士の学位を有する教員を配置している。また、「国際性を備えた人材」を養成するためネイティブスピーカーの非常勤講師を1人、海外経験を有する教員を12人配置（在外研究員等を含む）している。さらに、「実践力を備えた人材」を養成するため企業経験を有する教員（25人、大学等を含む）や技術士（3名）等を配置している。		
	◆その他の項目をチェックした場合は、具体的な配慮事項を記述する。		

観点２－２－② 学校の目的を達成するために、専攻科課程に必要な各分野の教育研究能力を有する専攻科担当教員が適切に配置されているか。

- 【留意点】
- 本評価書Ⅱに記載した目的や修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に基づいて編成された教育課程を展開するために必要な教員が配置されていることを分析すること。

（例）目的に「応用開発型技術者を育成する」を掲げている場合、博士取得者、技術資格を有する者や実務経験を有する者を効果的に配置するなど。

○ 本評価書Ⅰ(1)4.において、特例適用専攻科について記載した場合は、その結果を利用できる。利用する場合は、当該結果を根拠として本観点全体の判断を行うこととし、根拠理由欄に、この結果を踏まえた根拠理由を記述すること。自己点検・評価結果欄の各項目について、個別の記入は要しない。

関係法令 （法）第119条第2項

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

■ 満たしていると判断する

（根拠理由欄）

特例適用専攻科の審査結果により、ディプロマポリシーに基づいて編成された教育課程を展開するために必要な教員が配置されていると判断する。

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 専攻科の授業科目担当教員を適切に確保しているか。	◇【別紙様式】担当教員一覧表等		
（リストから選択してください）			
(2) 適切な専門分野の教員が授業科目を担当しているか。			
（リストから選択してください）			
	◆左記について、資料を基に記述する		
(3) 適切な研究実績・研究能力を有する教員が研究指導を担当しているか。	◇適切な研究実績・研究能力を有する教員が研究指導を担当していることがわかる資料		
（リストから選択してください）			
観点 2－2－③ 学校の目的に応じた教育研究活動の活性化を図るため、教員の年齢構成等への配慮等適切な措置が講じられているか。			
【留意点】なし。			
関係法令 （設）第6条第6項			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）			
以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。			
■ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 教員の配置について、教育研究水準の維持向上及び教育研究の活性化を図るため、教員の構成が特定の範囲の年齢に著しく偏ることのないよう配慮しているか。	◇教員の年齢構成がわかる資料（観点 4－3－①の、教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関する根拠資料を流用してもよい。）		
	資料2-2-3-(1)-01 「教員の年齢構成が明示されている資料」	http://www.gifu-nct.ac.jp/about/disclosure/nenrei_r2.pdf	
		◆配慮の取組について、資料を基に記述する。	

	資料2-2-3-(1)-01に示したように、教育研究レベルを維持・活性化を図るために、専門分野、職位（教授・准教授等）、校務（教務、学生、寮務、社会連携等）などのバランスを考慮して、教員の年齢構成は均衡の整った配置になっている。		
(2) (1)以外に配慮している措置はあるか。（該当する選択肢にチェック■する。） ■ 教育経歴 ■ 実務経験 ■ 男女比 ☐ その他	◇左記でチェックした項目について、実施状況がわかる資料		
	資料2-2-3-(2)-01 「教育研究水準の維持向上・教育経歴・男女比への配慮の取組や公募制がわかる資料」	「教育指導歴」≒「教育経歴」	
	資料2-2-3-(2)-02 「本校教員の男女比が明示されている資料」		
	◆その他の項目をチェックした場合は、具体的な配慮事項を記述する。		
(3) 在職する教員に対して教育研究水準の維持向上及び教育研究の活性化を図るために行っている措置等はあるか。（該当する選択肢にチェック■する。） ■ 学位取得に関する支援 ☐ 任期制の導入 ■ 公募制の導入 ■ 教員表彰制度の導入 ☐ 企業研修への参加支援 ■ 校長裁量経費等の予算配分 ☐ ゆとりの時間確保策の導入 ☐ サバティカル制度の導入 ■ 他の教育機関との人事交流 ☐ その他	◇左記でチェックした項目について、実施状況がわかる資料		
	資料2-2-3-(3)-01 「学位取得支援（負担軽減）の導入がわかる資料」		
	資料2-2-3-(3)-02 「公募制の導入がわかる資料」		
	資料2-2-3-(3)-03 「教員表彰制度の導入がわかる資料」		
	資料2-2-3-(3)-04 「校長裁量経費等の予算配分支援がわかる資料」		
	資料2-2-3-(3)-05 「他の教育機関との人事交流支援がわかる資料」		
	◆その他の項目をチェックした場合は、内容を列記し、その状況がわかる資料を提示する。		

2－2 特記事項 この評価の視点の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、記入すること。			
なし			
評価の視点			
2－3 全教員の教育研究活動に対して、学校による定期的な評価が行われていること。また、教員の採用及び昇格等に当たって、明確な基準や規定が定められ、それに従い適切な運用がなされていること。			
観点2－3－① 全教員の教育研究活動に対して、学校による定期的な評価が行われており、その結果が活用されているか。			
【留意点】なし。			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）			
以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。			
■ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 全教員（非常勤教員を除く。）に対して校長又はその委任を受けた者による教育上の能力や活動実績に関する評価を定期的に行い、その結果を基に給与・研究費配分への反映や教員組織の見直し等の適切な取組を行う体制を整備している ■ 整備している	◇教員評価に係る規程等がわかる資料		
	資料2-3-1-(1)-01 「教員評価のための自己評価書」	教員職務活動自己評価書提出依頼メール	
	資料2-3-1-(1)-02 「教員評価のための面談案内」	校長との教員面談通知メール	
	資料2-3-1-(1)-03 「教員評価に係る規程（特別功労者表彰）がわかる資料」	特別功労者表彰規程	
	資料2-3-1-(1)-04 「教員評価に係る規程（論文掲載料支援）がわかる資料」	論文掲載料支援実施要項	
(2) (1)の体制の下、教員評価を実施しているか。 ■ 実施している			
	資料2-3-1-(2)-01 「自己評価書・教員面談による教員評価結果」	教員評価結果（2019年度） 【非公開資料】	
	資料2-3-1-(2)-02 「特別功労者（表彰者）がわかる資料」	特別功労者一覧 【非公開資料】	
(3) 把握した評価結果を基に、行っている取組はあるか。（該当する選択肢にチェック■する。） ■ 給与における措置 ■ 研究費配分における措置 □ 教員組織の見直し ■ 表彰 □ その他			
	資料2-3-1-(2)-01 「自己評価書・教員面談による教員評価結果」	教員評価結果（2019年度） 【非公開資料】	再掲
	資料2-3-1-(2)-02 「特別功労者（表彰者）がわかる資料」	特別功労者一覧 【非公開資料】	再掲
	資料2-3-1-(3)-01 「研究費配分における措置（論文掲載料支援）がわかる資料」	校長裁量経費配分資料（論文掲載料支援）	

	◆その他の項目をチェックした場合は、内容を列記し、その状況がわかる資料を提示する。		
	◆評価結果を具体的にどのように活用しているのか、資料を基に記述する。		
	資料2-3-1-(2)-01「自己評価書・教員面談による教員評価結果」に示されるように、校長との教員面談優秀者は賞与（勤勉手当成績区分）、給与（昇給区分）に反映している。 資料2-3-1-(2)-02「特別功労者（表彰者）がわかる資料」に示されるように、特別功労者の表彰を実施している。 資料2-3-1-(3)-01「研究費配分における措置（論文掲載料支援）がわかる資料」に示されるように、論文掲載料補助を通して、研究業績に応じた予算配分を実施している。		
	資料2-3-1-(2)-01 「自己評価書・教員面談による教員評価結果」	教員評価結果（2019年度） 【非公開資料】	再掲
(4) 非常勤教員に対し教員評価を実施しているか。 ■ 実施している	資料2-3-1-(2)-02 「特別功労者（表彰者）がわかる資料」	特別功労者一覧 【非公開資料】	再掲
	資料2-3-1-(3)-01 「研究費配分における措置（論文掲載料支援）がわかる資料」	校長裁量経費配分資料（論文掲載料支援）	再掲
	◇教員評価に係る規程等を定めた資料		
	資料1-1-2-(1)-05 「学習評価フォローアップ点検実施要領」	学習評価フォローアップ点検実施要領（非常勤科目を含む）	再掲
	資料2-3-1-(4)-01 「非常勤教員評価に係る規程（授業参観）がわかる資料」	授業参観実施要項（非常勤科目を含む）	
	◇実施していることがわかる資料		
	資料2-3-1-(4)-02 「非常勤教員評価（授業アンケート）を実施していることがわかる資料」	授業評価・達成度評価及びフィードバック報告書	
	資料2-3-1-(4)-03 「授業アンケート集計結果（非常勤講師分を含む）」	授業アンケート集計結果（非常勤科目を含む）	
	資料2-3-1-(4)-04 「非常勤教員評価（授業参観）を実施していることがわかる資料」	授業参観報告書サンプル（非常勤講師分） 【非公開資料】	

観点2－3－② 教員の採用や昇格等に関する基準や規定が明確に定められ、適切に運用されているか。			
【留意点】			
○ (3)の◆の自己評価において、採用や昇格等に関する規程が高等専門学校設置基準に適合することについて、採用や昇格に関して教育上の能力を考慮していることについても言及すること。			
関係法令 (設)第11～14条			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）			
以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。			
■ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 教員（非常勤教員を除く。）の採用・昇格等に関する基準を法令に従い定めているか。 ■ 定めている	◇定めている規程がわかる資料（採用・昇格に関する体制、方法、教員の資格、能力や業績に関する基準等が明記されているもの。）		
	資料2-3-2-(1)-01 「教員の採用・昇格等に関する基準を定めている規程がわかる資料」	教員選考手続細則	
	資料2-3-2-(1)-02 「教員の採用・昇格等の選考に関する基準を定めている規程がわかる資料」	人事委員会規程	
	資料2-3-2-(1)-03 「教員の採用・昇格等に関する評価基準がわかる資料」	教員選考における候補者の評価基準等 【非公開資料】	
(2) (1)で定められている基準等では、教育上の能力等を確認する仕組みとなっているか。（該当する選択肢にチェック■する。） □ 模擬授業の実施 ■ 教育歴の確認 ■ 実務経験の確認 □ 海外経験の確認 □ 国際的な活動実績の確認 ■ その他	◇実施・確認していることがわかる資料		
	資料2-3-2-(1)-03 「教員の採用・昇格等に関する評価基準がわかる資料」	教員選考における候補者の評価基準等	再掲
	◆その他の項目をチェックした場合は、内容を列記し、その状況がわかる資料を提示する。		
	資料2-3-2-(1)-03 「教員の採用・昇格等に関する評価基準がわかる資料」に示されるように、本校等における各種委員の経験、クラブ活動指導実績・成績、公開講座・出前授業等の実績についても教育上の能力として確認している。		
	資料2-3-2-(1)-03 「教員の採用・昇格等に関する評価基準がわかる資料」	教員選考における候補者の評価基準等	再掲
(3) (1)の基準等に基づき、実際の採用・昇格等を行っているか。 ■ 行っている	◆左記について、採用・昇格の実績を踏まえ、資料を基に記述する。		
	資料2-3-2-(3)-01 「基準等に基づき実際の採用・昇格等を行っていることがわかる資料」	人事委員会議事要旨例 【非公開資料】	

	資料2-3-2-(3)-01「人事委員会議事要旨例」【非公開資料】に示されるように、人事委員会において資料2-3-2-(1)-03「岐阜工業高等専門学校教員選考における候補者の評価基準等」に基づき、実際の採用・昇格等が審議されている		
(4) 非常勤教員の採用基準等を定めているか。 ■ 定めている	◇非常勤教員の採用基準等の規程がわかる資料		
	資料2-3-2-(4)-01「非常勤教員の採用基準等の規程がわかる資料」	非常勤講師の選考に関する規程	
2－3 特記事項 この評価の視点の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、記入すること。			
なし			
評価の視点			
2－4 教員の教育能力の向上を図る取組が適切に行われていること。また、教育活動を展開するために必要な教育支援者等が適切に配置され、資質の向上を図るための取組が適切に行われていること。			
観点2－4－① 授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究（ファカルティ・ディベロップメント）が、適切な方法で実施され、組織として教育の質の向上や授業の改善が図られているか。			
【留意点】なし。			
関係法令 （設）第17条の4			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）			
以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 学校として、授業の内容及び方法の改善を図るためにファカルティ・ディベロップメント（以下「FD」という。）を実施する体制を整備しているか。	◇関係する委員会等の組織関係図、役割と責任が把握できる資料、関連規程		

■ 整備している	資料2-4-1-(1)-01 「F Dに関する規則や関係組織を示す資料」	「FD規程」≠「FD・SD規程」：同じではない	
	資料2-4-1-(1)-02 「本校のF D活動を推進するシステムの概略が示された資料」		
	資料2-4-1-(1)-03 「F D活動推進会議の実施体制・実施方針・内容・方法がわかる資料」		
	資料2-4-1-(1)-04 「学生による授業評価の実施体制、実施方針等を示した資料」		
	資料2-4-1-(1)-05 「学生による授業評価（授業アンケート）の内容・方法がわかる資料」		
(2) 定期的にF Dを実施しているか。 ■ 実施している	◇実施状況（参加状況等。）がわかる資料		
	資料2-4-1-(2)-01 「FD活動の実施がわかる資料」		
	◇F Dに関する報告書等の該当箇所等		
	資料2-4-1-(2)-02 「F D活動推進会議によるF D活動報告」		
(3) (2)のF Dを実施した結果が、改善に結びついているか。 ■ 結びついている	◆F Dの結果、改善に結びついた事例で組織として把握している取組について、資料を基に記述する。		
	資料2-4-1-(3)-01 「F D活動の実施で改善に結びついた事例」		
	教務会議の下に設置されたFD活動推進会議は、主として授業参観や研修会などを実施している。点検評価フォローアップ委員会の学習評価フォローアップワーキンググループにより、学生による授業アンケートや成績評価資料などを点検し、両者によりFD活動を推進している。本校F D推進活動の一つである学習評価フォローアップ点検にて、LMSを用いた学生実験管理の改善に結びついた事例を資料2-4-1-(3)-01に示す。		
観点2－4－② 学校における教育活動を展開するために必要な事務職員、技術職員等の教育支援者等が適切に配置されているか。			
【留意点】 ○ 助手を配置している場合には、組織、人数、支援内容等の配置状況がわかる資料を提示すること。			
関係法令 (法)第37条第14項、第60条第6項、第120条第1項第1号、2号、7号 (設)第7条、第10条、第25条第2項			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 教育支援者等（事務職員、技術職員、図書館職員、助手等。）を法令に従い適切に配置しているか。 ■ 配置している	◇【別紙様式】高等専門学校現況表、教育支援者に関する事務組織図、役割分担がわかる資料		
	資料2-2-1-(1)-01 「【別紙様式2－1】高等専門学校現況表」		再掲

	資料2-4-2-(1)-01 「教育支援者（図書館の専門的職員含む）の配置状況がわかる資料」		
	資料2-4-2-(1)-02 「事務組織の整備状況がわかる資料」		
(2) 図書館に司書等の専門的職員を法令に従い適切に配置しているか。 ■ 配置している			
観点 2－4－③ 教育支援者等に対して、研修等、その資質の向上を図るための取組が適切に行われているか。 【留意点】 ○ スタッフ・ディベロップメント（管理運営等の研修）への取組は観点 4－2－⑤で分析するため、ここでは、F Dに関連した教育の質の向上や授業の改善に関する教育支援者に対する取組を分析すること。F Dへの取組の中で教員と教育支援者双方を対象とするものも想定される。			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 教育支援者等（事務職員、技術職員、図書館職員、助手等。）に対して、研修等、その資質の向上を図るための取組を適切に行っているか。 ■ 行っている	◇研修等の実施状況（参加状況等。）の取組がわかる資料		
	資料2-4-3-(1)-01 「教育支援者等の資質向上の取組状況がわかる資料」		
2－4 特記事項 この評価の視点の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、記入すること。			
なし。			

基準 2

優れた点			
資料2-2-1-(5)-01に示したように、本校教員は博士の学位・技術資格・実務経験・海外経験などの多様な教員団（FD）から構成されている。博士の学位取得率は、専門学科：92％，一般科：50％であり、大学や企業等の実務経験者が含まれている。資料2-4-1-(2)-01のように、毎年定期的な授業参観、FD・SD研修会、分野を超えた授業教授法に関する検討会などが実施され、教育AP事業によるICT機器を活用したアクティブラーニングやLMS（Moodle）による学修成果の可視化が進められてきた。			
	資料2-2-1-(5)-01 「博士の学位・技術資格・実務経験・海外経験が明示された資料」		再掲
	資料2-4-1-(2)-01 「FD活動の実施がわかる資料」		再掲

改善を要する点			
なし			

基準 3 学習環境及び学生支援等

評価の視点			
3－1 学校において編成された教育研究組織及び教育課程に対応した施設・設備が整備され、適切な安全・衛生管理の下に有効に活用されていること。また、ＩＣＴ環境が適切に整備されるとともに、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に収集、整理されていること。			
観点 3－1－① 学校において編成された教育研究組織の運営及び教育課程に対応した施設・設備が整備され、適切な安全・衛生管理の下に有効に活用されているか。			
【留意点】			
○ (4)の専用の施設とは、高等専門学校設置基準第23条に規定する施設のことである。			
関係法令 (設)第22条、第23条、第24条、第26条、第27条、第27条の2、(施)第172条の2			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）			
以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。			
■ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 校地面積を法令に従い適切に確保しているか。 ■ 確保している	◇【別紙様式】高等専門学校現況表		
	資料2-2-1-(1)-01 「【別紙様式 2－1】高等専門学校現況表」		再掲
(2) 校舎面積を法令に従い適切に確保しているか。 ■ 確保している	◇【別紙様式】高等専門学校現況表		
	資料2-2-1-(1)-01 「【別紙様式 2－1】高等専門学校現況表」		再掲
(3) 運動場を設けているか。 ■ 校舎と同一の敷地内又はその隣接地に設けている	◇設置状況がわかる資料		
	資料3-1-1-(3)-01「運動場の設置状況がわかる資料」	施設図運動場（学校要覧2020 p.47）	
	◆その他の適当な位置に設けているをチェックした場合は、その設置場所を具体的に記述する。		
(4) 高等専門学校の校舎に専用の施設を法令に従い適切に備えているか。 ■ 備えている	◇設置状況がわかる資料		
	資料3-1-1-(4)-01 「校舎内専用施設の設置状況がわかる資料」	学内案内図（校長室他） 【非公開資料】	

(5) 学科の種類に応じ、附属施設を法令に従い適切に整備しているか。（該当する選択肢にチェック■する。） ■ 実験・実習工場 ☐ 練習船 ☐ その他	◇設置状況がわかる資料		
	資料3-1-1-(5)-01 「実験・実習工場の設置状況がわかる資料」	学内案内図（実習工場）	【非公開資料】
	◆その他の項目をチェックした場合は、その施設を具体的に記述する。		
(6) 自主的学習スペースを設けているか。 ■ 設けている	◇設置状況がわかる資料		
	資料3-1-1-(6)-01 「自主的学習スペースの設置状況がわかる資料」	学内案内図（図書館閲覧室）	【非公開資料】
	資料3-1-1-(6)-02 「自主的学習スペースの利用可能時間がわかる資料」	図書館ウェブサイト「利用方法」	
(7) 教育研究環境の充実を図るため、(3)～(6)以外の施設・設備を設けているか。（該当する選択肢にチェック■する。） ■ 厚生施設 ■ コミュニケーションスペース ☐ その他	◇設置状況がわかる資料		
	資料3-1-1-(7)-01 「厚生施設の設置状況がわかる資料」	福利施設「伊吹」使用細則	
	資料3-1-1-(7)-02 「コミュニケーションスペースの設置状況がわかる資料」	学内案内図（福利施設「伊吹」休憩室）	【非公開資料】
	◆その他の項目をチェックした場合は、その施設を具体的に記述する。		
(8) 施設・設備の安全衛生管理体制を整備しているか。 ■ 整備している	◇安全衛生管理体制がわかる資料		
	資料3-1-1-(8)-01 「安全衛生管理の規程がわかる資料」	安全衛生委員会規程	
	資料3-1-1-(8)-02 「安全衛生管理体制がわかる資料」	安全衛生委員会議事録	
	◇設備使用に関する規定、設備利用の手引き等		
	資料3-1-1-(8)-03 「設備使用に関する規程がわかる資料」	テクノセンター学内者利用細則（学生便覧に掲載して学生にも周知している）	
	資料3-1-1-(8)-04 「安全教育の内容がわかる資料」	安全管理マニュアル　－実験・実習を安全に行うために－	
(9) (8)の体制が有効に機能しているか。 ■ 機能している	◆安全(指導)管理に係る講習会等が行われている事例に関する資料を基に記述する。		
	資料3-1-1-(9)-01 「安全(指導)管理に係る講習会等の事例がわかる資料（関連授業受講者）」	授業シラバス（機械工学科1年「ものづくり入門」）	
	資料3-1-1-(9)-02 「安全(指導)管理に係る講習会等の事例がわかる資料（関連授業非受講者）」	テクノセンター工作機械等利用講習会資料	

	資料3-1-1-(9)-01「安全(指導)管理に係る講習会等の実例がわかる資料（関連授業受講者）」に示される通り、テクノセンター（実習工場）を授業で使用する学生には、授業内で安全教育が行われている。また、該当授業受講者以外で研究、クラブ等で利用する学生に対しては、資料3-1-1-(9)-02「安全(指導)管理に係る講習会等の実例がわかる資料（関連授業非受講者）」に示される通り、安全利用講習会の受講を義務付けている。		
(10) 施設・設備のバリアフリー化への配慮を行っているか。 ■ 行っている	◇施設・設備の整備状況・整備計画等のバリアフリー化への取組を示す資料		
	資料3-1-1-(10)-01「施設・設備のバリアフリー化への配慮がわかる資料」	バリーフリーマップ（総務課施設係）	
(11) 整備された教育・生活環境の利用状況や満足度等を学校として把握し改善等を行う体制を整備しているか。 ■ 整備している	◇体制に関する規程等の資料		
	資料3-1-1-(11)-01「利用状況等を把握し改善等を行う体制に関する規程等の資料」	財務・施設委員会施設有効活用ワーキンググループ内規	
(12) (11)の体制において、教育・生活環境の利用状況や満足度等を把握し、改善等を実際に行っているか。 ■ 行っている	◇教育・生活環境の利用状況や満足度等が把握できる資料		
	資料3-1-1-(12)-01「教育・生活環境の利用状況や満足度等が把握できる資料」	教育・研究施設の有効活用調査結果	
	◆左記について、改善を行った事例があれば、その事例の内容がわかる資料を基に記述する。		
	教育・研究施設の有効活用調査結果に基づき、利用率の低かった専攻科棟準備室を教員室として有効活用するようにした。また、キャリア支援室を整備することで学生の利用率向上につながった。		
	資料3-1-1-(12)-01「教育・生活環境の利用状況や満足度等が把握できる資料」	教育・研究施設の有効活用調査結果	再掲

観点3－1－② 教育内容、方法や学生のニーズに対応したＩＣＴ環境が十分なセキュリティ管理の下に適切に整備され、有効に活用されているか。			
【留意点】 ○ この観点のＩＣＴ環境とは、無線・有線ＬＡＮやパソコン等の活用環境等のネットワークシステムの整備状況（利用可能なエリアの状況も含む。）の概要を想定しており、ネットワークシステムの具体的な方式等については資料として求めている。 ○ この観点では、ハードウェアの側面から捉えたＩＣＴ環境について分析するものとし、ソフトウェアの側面から構築された成績確認や学習相談等に関するシステムの整備については、観点3－2－②で分析すること。			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 教育内容、方法や学生のニーズに対応したＩＣＴ環境を適切に整備しているか。 ■ 整備している	◇ＩＣＴ環境の整備状況がわかる資料（学校内ネットワーク環境の整備状況、授業内外で学生が利用可能なパソコンの台数、情報処理センターの組織規程等。）		
	資料3-1-2-(1)-01 「岐阜工業高等専門学校ネットワーク概要図」	学校内ネットワーク環境の整備状況がわかる資料	
	資料3-1-2-(1)-02 「情報処理センター運営規程」	学内情報処理センター組織規程	
	資料3-1-2-(1)-03 「情報処理センター利用内規」	学内情報処理センター組織規程	
	資料3-1-2-(1)-04 「情報処理センターホームページ（施設概要）」	学校内外で学生が利用可能なPCの台数がわかる資料	
	資料3-1-2-(1)-05 「岐阜工業高等専門学校「大学再生加速プログラム」テーマⅠ・Ⅱ複合型第5年度報告書（H30年度 7-21）」	学校内外で学生が利用可能なPCの台数がわかる資料	
(2) ＩＣＴ環境のセキュリティ管理体制を適切に整備しているか。 ■ 整備している	◇セキュリティ管理に関する規程等、セキュリティポリシー、セキュリティシステムの概要、ＩＣＴ環境の管理体制及び業務内容、講習会等がわかる資料		
	資料3-1-2-(2)-01 「情報セキュリティ組織体制に関する規程」	情報セキュリティ管理・運営に関する規程等	
	資料3-1-2-(2)-02 「情報セキュリティ管理規程」	情報セキュリティ管理・運営に関する規程等	
	資料3-1-2-(2)-03 「情報セキュリティ推進規程」	情報セキュリティ管理・運営に関する規程等	
	資料3-1-2-(2)-04 「情報セキュリティ教職員規程」	情報セキュリティ管理・運営に関する規程等	
	資料3-1-2-(2)-05 「情報セキュリティ利用者規程」	情報セキュリティ管理・運営に関する規程等	
	資料3-1-2-(2)-06 「図書・情報係 情報セキュリティインシデント対応手順」	情報セキュリティ管理・運営に関する規程等	
	資料3-1-2-(2)-07 「情報セキュリティ誓約書(教職員)」	情報セキュリティ関連規程に基づく誓約書・研修等	
	資料3-1-2-(2)-08 「情報セキュリティ宣誓書(学生)」	情報セキュリティ関連規程に基づく誓約書・研修等	
	資料3-1-2-(2)-09 「情報セキュリティeラーニング(R1年度 教職員向け)」	情報セキュリティ関連規程に基づく誓約書・研修等	
	資料3-1-2-(2)-10 「情報セキュリティeラーニング受講結果(R1年度 教職員向け)」	情報セキュリティ関連規程に基づく誓約書・研修等	
	資料3-1-2-(2)-11 「情報セキュリティeラーニング(R1年度 学生向け)」	情報セキュリティ関連規程に基づく誓約書・研修等	
	資料3-1-2-(2)-12 「情報セキュリティeラーニング受講結果(R1年度 学生向け)」	情報セキュリティ関連規程に基づく誓約書・研修等	
	資料3-1-2-(2)-13 「情報セキュリティ講演資料（R1年度 教員向け）」	情報セキュリティ関連規程に基づく誓約書・研修等	
(3) ＩＣＴ環境は有効に活用されているか。 ■ 活用されている	◇ＩＣＴ環境の利用状況がわかる資料		
	資料3-1-2-(3)-01 「情報処理教育研究報告（第46号演習室利用状況）」	演習室利用状況（授業時間外について）がわかる資料	
	資料3-1-2-(3)-02 「学生無線LAN 接続端末数集計（R2.1.8 14時頃）」	学内無線LANへの接続状況がわかる資料(R2.1.8.14時頃 に学内無線LANに接続している端末数をモニタリングし集計したデータ)	

	資料3-1-2-(3)-03 「学生無線LAN 接続端末数 モニタ（R2.1.8 14時頃）」	学内無線LANへの接続状況がわかる資料(計628台接続 R2.1.8.14時頃 実際の機器のモニタリング参照画面)	
(4) (3)について学生や教職員のＩＣＴ環境の利用状況や満足度等を学校として把握し改善等を行う体制を整備しているか。 ■ 整備している	◇体制に関する規定等の資料		
	資料3-1-2-(2)-03 「情報セキュリティ推進規程」	学生や教職員のＩＣＴ環境の利用状況や満足度等を学校として把握し改善等を行う体制がわかる資料 (PDCAのうち、セキュリティ面及び運用面を中心としたDo・Action部分を情報セキュリティ推進委員会で審議している)	再掲
		PDCAのうち、利用満足度や無線LANアクセスポイント新設要望に伴う設置検討など基盤整備面を中心としたPlan・Do部分を教育AP推進室会議で審議した。 基盤整備は本来であれば情報処理センターが担当するが、新設要望へ対応できる予算を大学再生加速プログラム(AP)で獲得していたため、AP事業推進中は教育AP推進室会議で議論を進めていた。	
	資料3-1-2-(1)-02 「情報処理センター運営規程」	学生や教職員のＩＣＴ環境の利用状況や満足度等を学校として把握し改善等を行う体制がわかる資料 (利用満足度や無線LANアクセスポイント新設要望に伴う設置検討など基盤整備面を中心としたPlan・Do部分は通常は情報処理センターが担当する)	再掲
	資料3-1-2-(4)-01 「情報セキュリティ推進委員会議事録(R1年度 第4回)」	学生や教職員のＩＣＴ環境の利用状況や満足度等を学校として把握し改善等を行う体制がわかる資料 (全体の活動計画及び実施をPlan・Do部分として、情報セキュリティ推進委員会にて行っている)	
	資料3-1-2-(4)-02 「教育AP推進室会議議事案(H30年度 第7回)」	学生や教職員のＩＣＴ環境の利用状況や満足度等を学校として把握し改善等を行う体制がわかる資料 (平成26年度～令和元年度においては、大学再生加速プロプログラムでもICT機器の整備を実施している。(Do部分))	
	資料3-1-2-(4)-03 「情報セキュリティ管理委員会の開催について(H29年度 第1回)」	学生や教職員のＩＣＴ環境の利用状況や満足度等を学校として把握し改善等を行う体制がわかる資料 (全体の活動報告をCheck部分として、情報セキュリティ管理委員会にて行っている)	
	資料3-1-2-(2)-01 「情報セキュリティ組織体制に関する規程」	学生や教職員のＩＣＴ環境の利用状況や満足度等を学校として把握し改善等を行う体制がわかる資料 (全体の活動報告をCheck部分として、情報セキュリティ管理委員会にて行っている)	再掲
(5) (4)の体制が機能しているか。 ■ 機能している	◆左記について、改善を行った事例があれば、その事例の内容がわかる資料を基に記述する。		
	資料3-1-2-(5)-01 「情報セキュリティ推進委員会議事録(R1年度 第4回)」	学内ネットワーク環境の整備について、改善を行った事例が分かる資料	
	資料3-1-2-(5)-02 「教育AP会議議事録（H30年度 第7回）」	学内ネットワーク環境の整備について、改善を行った事例が分かる資料	
	資料3-1-2-(5)-03 「情報セキュリティ管理委員会の開催について(メール審議)」	学内情報セキュリティについて、改善を行った事例が分かる資料	
	資料3-1-2-(5)-04 「情報セキュリティ管理委員会資料1(H30年度 第1回)」	学内情報セキュリティについて、改善を行った事例が分かる資料	

■ 活用されている	資料3-1-3-(3)-01 「平成30年度図書館利用統計」	図書館の教職員や学生による利用状況がわかる資料 (図書貸出数、図書館入館者数)	
	資料3-1-3-(3)-02 「利用者区分所属別貸出統計(H30年度)」	図書館の教職員や学生による利用状況がわかる資料 (図書貸出数)	
	資料3-1-3-(3)-03 「平成30年度電子ジャーナル利用統計表」	図書館の教職員や学生による利用状況がわかる資料 (電子ジャーナル利用数)	
(4) (2)の資料が有効に活用されるための取組を行っているか。 ■ 行っている	◇図書館等の利用サービスに係る取組（開館時間への配慮、職員等によるガイダンス等）がわかる資料		
	資料3-1-3-(4)-01 「図書館だより第48号」	図書館等の利用サービスに係る取組がわかる資料 (開館時間への配慮、図書館内イベントの紹介等)	
	資料3-1-3-(4)-02 「OPAC講習会 資料」	図書館等の利用サービスに係る取組がわかる資料 (職員等によるガイダンス資料)	
	資料3-1-3-(4)-03 「文献検索講習会 資料」	図書館等の利用サービスに係る取組がわかる資料 (職員等によるガイダンス資料)	
	資料3-1-3-(1)-01 「図書館運営規程」	図書館等の利用サービスに係る取組がわかる資料 (開館時間への配慮)	再掲
	資料3-1-3-(1)-02 「図書館利用内規」	図書館等の利用サービスに係る取組がわかる資料 (開館時間への配慮)	再掲
3－1 特記事項 この評価の視点の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、記入すること。			
なし			
評価の視点			
3－2 教育を実施する上での履修指導、学生の自主的学習の相談・助言等の学習支援体制や学生の生活や経済面並びに就職等に関する指導・相談・助言等を行う体制が整備され、機能していること。また、学生の課外活動に対する支援体制等が整備され、機能していること。			
観点3－2－① 履修等に関するガイダンスを実施しているか。 【留意点】 ○ 入学時や授業登録時等において実施しているガイダンスについて、学校全体に対するものか、学年全体に対するものか、学科・専攻ごとに実施するものか、それぞれの内容が適切なものかについて分析すること。 ○ 図書館、実験・実習工場等の利用に関するガイダンスの実施について分析すること。			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 教育を実施する上でのガイダンスをどのような対象に対して実施しているか。 (該当する選択肢にチェック■する。)	◇実施状況がわかる資料		

■ 学科生 ■ 専攻科生 ■ 編入学生 ■ 留学生 □ 障害のある学生 □ 社会人学生 □ その他	資料3-2-1-(1)-01 「校内研修実施要項」		
	資料3-2-1-(1)-02 「新入生履修ガイダンス」		
	資料3-2-1-(1)-03 「2年次履修ガイダンス」		
	資料3-2-1-(1)-04 「編入学予定者オリエンテーション」		
	資料3-2-1-(1)-05 「令和2年度留学生ガイダンス資料」		
	資料3-1-1-(5)-01 「実験・実習工場の設置状況がわかる資料」		再掲
	◆その他の項目をチェックした場合は、その内容を列記し、その状況がわかる資料を提示する。		

観点3－2－② 学習支援に関する学生のニーズが適切に把握され、学生の自主的学習を進める上での相談・助言等を行う体制が整備され、機能しているか。

- 【留意点】
- (1)の相談・助言体制については、学生への周知状況（刊行物、プリント、ウェブサイト等の該当箇所。）についても分析すること。

○ 相談・助言体制やニーズ把握の仕組みが機能しているかを確認するため、それぞれの体制の利用状況や、ニーズを把握するための仕組みについて分析すること。

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

■ 満たしていると判断する

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 学生の自主的学習を進める上で、どのような相談・助言体制を整備しているか。（該当する選択肢にチェック■する。） ■ 担任制・指導教員制の整備 ■ オフィスアワーの整備 ■ 対面型の相談受付体制の整備 ■ 電子メールによる相談受付体制の整備 □ ICTを活用した成績確認や学習相談等に関するシステムの整備 ■ 資格試験・検定試験等の支援体制の整備 □ 外国への留学に関する支援体制の整備 □ その他	◇チェックした選択肢に関する状況がわかる資料		
	資料3-2-2-(1)-01 「組織及び運営規程第15条」		
	資料3-2-2-(1)-02 「オフィスアワー設置一覧」		
	資料3-2-2-(1)-03 「岐阜高専キャリア支援室」	http://www.gifu-nct.ac.jp/careersupport/	
	資料3-2-2-(1)-04 「学生相談室の整備状況がわかる資料」		
	資料3-2-2-(1)-05 「キャリア支援室運営規程」		
	資料3-2-2-(1)-06 「電子メールによる相談受付体制の整備」		
	資料3-2-2-(1)-07 「学生相談室・学習サポート利用実績」		
	◆その他の項目をチェックした場合は、その内容を列記し、その状況がわかる資料を提示する。		
(2) (1)は、学生に利用されているか。	◇各種相談助言体制の利用状況（実績・相談対応例等）がわかる資料		

■ 利用されている	資料3-2-2-(1)-05 「岐阜高専キャリア支援室」	http://www.gifu-nct.ac.jp/careersupport/	再掲
(3) 学習支援に関して学生のニーズを把握するための制度があるか。（該当する選択肢にチェック■する。） ■ 担任制・指導教員制の導入 □ 学生との懇談会 ■ 意見投書箱 □ その他	◇制度がわかる資料		
	資料3-2-2-(1)-01 「組織及び運営規程第15条」		再掲
	資料3-2-2-(3)-01 「意見箱」	http://www.cc.gifu-nct.ac.jp/gakunaiyou/Gsyuji/student/ikenbako/R1ikenbako/R1ikenbako.html	
	◆その他の項目をチェックした場合は、その内容を列記し、その状況がわかる資料を提示する。		
(4) (3)は、有効に機能しているか。 ■ 機能している	◇制度の機能状況がわかる資料		
	資料3-2-2-(3)-01 「意見箱」	http://www.cc.gifu-nct.ac.jp/gakunaiyou/Gsyuji/student/ikenbako/R1ikenbako/R1ikenbako.html	再掲
観点3－2－③ 特別な支援が必要と考えられる学生への学習支援及び生活支援等を適切に行うことができる体制が整備されており、必要に応じて支援が行われているか。 【留意点】 ○ 障害者差別解消法への対応については、学校独自の取組のほか、設置法人が当該学校を対象として対応しているものについても、資料として提示すること。 ○ (10)については、必須入力欄ではないことに留意し、該当する取組が行われている場合のみ、「行っている」にチェック■し、右欄にそれに関して記述すること。 関係法令 教育基本法第4条第2項（教育の機会均等） 障害者差別解消法第5条（社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮に関する環境の整備）及び第7条（行政機関等における障害を理由とする差別の禁止）又は第8条（事業者における障害を理由とする差別の禁止）第9条～11条 ※障害者差別解消法とは、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成二十五年法律第六十五号）」の略称のこと。 観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 留学生の学習及び生活に対する支援体制を整備しているか。 ■ 整備している	◇整備状況がわかる資料		
	資料3-2-3-(1)-01 「外国人留学生特例規程」		
	資料3-2-3-(1)-02 「教務会議規程」		
(2) (1)の体制において、留学生の支援を必要に応じて行っているか。 ■ 行っている	◇留学生を支援する取組（留学生指導教員の配置、留学生チューターの配置等）がわかる資料		
	資料3-2-3-(2)-01 「外国人留学生名簿」		

	◇支援の実施状況がわかる資料		
	資料3-2-3-(2)-02 「留学生相談員報告書」		
(3) 編入学生の学習及び生活に対する支援体制を整備しているか。 ■ 整備している	◇整備状況がわかる資料		
	資料3-2-3-(1)-02 「教務会議規程」		再掲
(4) (3)の体制において、編入学生の支援を必要に応じて行っているか。 ■ 行っている	◇編入学生を支援する取組がわかる資料		
	資料3-2-3-(3)-01 「編入学予定者事前指導計画書」		
	資料3-2-3-(4)-01 「編入学予定者事前指導実施報告書」		
	◇入学前の指導を行っている場合には、指導スケジュール、指導内容等が記載された資料		
	資料3-2-3-(3)-01 「編入学予定者事前指導計画書」		再掲
	資料3-2-3-(4)-01 「編入学予定者事前指導実施報告書」		再掲
	◇入学後に補習授業や学習相談等を行っている場合には、実施状況及びその内容（担当教員、実施科目、対象者別実施回数、使用教材等。）		
	◇支援の実施状況がわかる資料		
	資料3-2-3-(3)-01 「編入学予定者事前指導計画書」		再掲
	資料3-2-3-(4)-01 「編入学予定者事前指導実施報告書」		再掲
(5) 社会人学生の学習及び生活に対する支援体制を整備しているか。 ■ 整備している	◇整備状況がわかる資料		
	資料3-2-3-(5)-01 「社会人特別選抜」		
	資料3-2-3-(5)-02 「専攻科運営規程」		
(6) (5)の体制において、社会人学生の支援を必要に応じて行っているか。 ■ 行っていない	◇社会人学生を支援する取組（情報提供（電子メール、ウェブサイト等。））がわかる資料	今までに社会人学生を専攻科に受入れた実績は無い。今後、受入れがあった場合は、専攻科会議で対応する。	
	◇社会人学生に対する学習相談の制度が把握できる資料（オフィスアワー一覧表、配付プリントの該当箇所等。）		
	◇支援の実施状況がわかる資料		

(7) 障害のある学生の学習及び生活に対する支援体制を整備しているか。 ■ 整備している	◇整備状況がわかる資料		
	資料3-2-3-(7)-01 「整備状況がわかる資料」		
(8) (7)の体制において、障害のある学生の支援を必要に応じて行っているか。 ■ 行っている	◇障害のある学生を支援する取組（ノートテーカー、チューターの配置）がわかる資料		
	資料3-2-3-(8)-01 「障害のある学生を支援する取組がわかる資料」		
	◇支援の実施状況がわかる資料		
	資料3-2-3-(8)-02 「支援の実施状況がわかる資料」		
(9) 障害者差別解消法第5条及び第7条又は第8条（第9条、第10条、第11条の関係条項も含む。）に対応しているか。 ■ 対応している	◇対応状況がわかる資料		
	資料3-2-3-(9)-01 「対応状況がわかる資料」		
	資料3-2-3-(9)-02 「対応状況がわかる資料」		
(10) 上記以外の特別な支援を行っているか。 ■ 行っていない	◆左記について、該当する取組があれば、資料を基に記述する。		
観点3－2－④ 学生の生活や経済面に係わる指導・相談・助言等を行う体制が整備され、機能しているか。			
【留意点】なし。			
関係法令 (法)第12条 学校保健安全法第8条、第13条			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）			
以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。			
■ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 学生の生活や経済面における指導・相談・助言等の体制に関し、どのように整備しているか。（該当する選択肢にチェック■する。） ■ 学生相談室	◇それぞれの体制の整備状況がわかる資料（生活指導の体制、指導内容、組織図、関連規程、委員会等。）		
	資料3-2-2-(1)-04 「学生相談室の整備状況がわかる資料」		再掲

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 就職や進学等の進路指導を含め、キャリア教育の体制を整備しているか。 ■ 整備している	◇体制の整備状況がわかる資料		
	資料3-2-5-(1)-01 「体制の整備状況がわかる資料 キャリア支援室ホームページ」	http://www.gifu-nct.ac.jp/careersupport/	
	資料3-2-2-(1)-05 「キャリア支援室運営規程」		再掲
(2) (1)の体制の下、就職や進学等の進路指導を含めたキャリア教育に関して、学校としてどのような取組を行っているか。（該当する選択肢にチェック■する。） ■ キャリア教育に関する研修会・講演会の実施 ■ 進路指導用マニュアルの作成 ■ 進路指導ガイダンスの実施 ■ 進路指導室 □ 進路先（企業）訪問 ■ 進学・就職に関する説明会 ■ 資格試験や検定試験のための補習授業や学習相談 ■ 資格取得による単位修得の認定 ■ 外国留学に関する手続きの支援、単位認定、交流協定の締結等 □ その他	◇左記でチェック■した取組状況がわかる資料		
	資料3-2-5-(2)-01 「キャリア教育に関する研修会・講演会の取組状況がわかる資料」		
	資料3-2-5-(2)-02 「キャリア教育に関する研修会・講演会の取組状況がわかる資料」		
	資料3-2-5-(2)-03 「進路指導用マニュアルの作成状況がわかる資料」		
	資料3-2-5-(2)-04 「進路指導ガイダンスの実施状況がわかる資料」	http://www.gifu-nct.ac.jp/careersupport/	
	資料3-2-5-(2)-02 「進路指導ガイダンスの実施状況がわかる資料」		再掲
	資料3-2-2-(1)-05 「キャリア支援室運営規程」		再掲
	資料3-2-5-(2)-05 「資格取得による単位修得の認定の取組状況がわかる資料」		
	資料3-2-5-(2)-06 「外国留学に関する手続きの支援、単位認定、交流協定の締結等の取組状況がわかる資料」		
	資料3-2-5-(2)-07 「外国留学に関する手続きの支援、単位認定、交流協定の締結等の取組状況がわかる資料」		
	資料3-2-5-(2)-08 「キャリアパス教育を意識した学科講演会」		
	資料3-2-5-(2)-09 「岐阜高専キャリア教育」		
	◆その他の項目をチェックした場合は、具体的な内容を列記し、その状況がわかる資料を提示する。		
(3) (2)の取組が機能しているか。 ■ 機能している	◇それぞれの取組の（活用）実態がわかる資料		
	資料3-2-5-(3)-01 「キャリア教育に関する研修会・講演会の取組の（活用）実態がわかる資料」		
	資料3-2-5-(3)-02 「資格試験や検定試験のための補習授業や学習相談の取組の（活用）実態がわかる資料」		
	資料3-2-5-(3)-03 「資格取得による単位修得の認定の取組の（活用）実態がわかる資料」		

	資料3-2-5-(3)-04 「外国留学に関する手続きの支援、単位認定、交流協定の締結等の取組の（活用）実態がわかる資料」		
	資料3-2-5-(3)-05 「外国留学に関する手続きの支援、単位認定、交流協定の締結等の取組の（活用）実態がわかる資料」		
観点3－2－⑥ 学生の部活動、サークル活動、自治会活動等の課外活動に対する支援体制が整備され、適切な責任体制の下に機能しているか。			
【留意点】なし。			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）			
以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。			
■ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 学生の課外活動に対する支援体制を整備しているか。	◇課外活動に関する規程、組織図、施設の整備状況がわかる資料		
	資料3-2-6-(1)-01 「課外活動に関する規程がわかる資料」		
	資料3-2-6-(1)-02 「課外活動に関する組織図がわかる資料」		
	資料3-2-6-(1)-03 「課外活動に関する施設の整備状況がわかる資料」		
	資料3-2-6-(1)-04 「課外活動に関する規程がわかる資料」		
(2) (1)の体制において、責任の所在が明確になっているか。	◇(1)の体制において、責任の所在がわかる資料		
	資料3-2-6-(2)-01 「責任の所在がわかる資料」		
	資料3-2-6-(2)-02 「責任の所在がわかる資料」		
(3) 学校としての支援活動の内容からみて、(1)の体制が機能しているか。	◇課外活動に対する支援活動の内容がわかる資料		
	資料3-2-6-(3)-01 「課外活動に対する支援活動の内容がわかる資料」		
	資料3-2-6-(3)-02 「課外活動に対する支援活動の内容がわかる資料」		
観点3－2－⑦ 学生寮が整備されている場合には、学生の生活及び勉学の間として有効に機能しているか。			
【留意点】なし。			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）			
以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。			
（リストから選択してください）			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 学生寮を整備しているか。	◇整備状況がわかる資料		
	資料3-2-7-(1)-01 「学生寮の整備についてわかる資料（学則（本文・7P）第11章第52条）」		
	資料3-2-7-(1)-02 「整備状況がわかる資料（岐阜工業高等専門学校寮務会議規程）」		

	資料3-2-7-(1)-03 「整備状況がわかる資料（雄志寮ＨＰトップページの画面コピー）」	雄志寮ＨＰ「http://www.gifu-nct.ac.jp/ryou/」	
(2) 生活の場として整備しているか。 ■ 整備している	◇生活支援の内容がわかる資料（談話室、補食室等の整備状況等。） 資料3-2-7-(2)-01 「生活支援の内容がわかる資料（談話室、捕食室等の整備状況等）」		
(3) 勉学の場として整備しているか。 ■ 整備している	◇学習支援の内容がわかる資料（自習室の整備状況、自習時間の設定状況等の整備面での工夫等。） 資料3-2-7-(3)-01 「学習支援の内容がわかる資料（自習室（各居室）の整備状況等）」 資料3-2-7-(3)-02 「学習支援の内容がわかる資料（自習時間の設定状況）」		
(4) (2)(3)について、有効に機能しているか。 ■ 機能している	◇入寮状況がわかる資料 資料3-2-7-(4)-01 「入寮状況がわかる資料（R2.1.1現在）」 資料3-2-7-(4)-02 「入寮状況がわかる資料（R2.5.1現在）」	新型コロナウイルス対応で、５月１日現在、入寮を許可していないため、参考に1月1日現在の寮生数を掲載する。なお、令和元年８月から、居住寮棟の改修、引き続き女子寮改修による女子寮生の居室確保のため、長期留学生（男子）は借上宿舎で生活している。	
	◇勉学の場としての活用実績がわかる資料 資料3-2-7-(4)-03 「勉学の場としての活用実績がわかる資料」	令和元年度までは専攻科生が無償で自主的に、本科生を対象とした水曜勉強会を開催し、苦手科目等の学習相談を受けていた。自主勉強の一環であるため参加者数等の把握はできていないが、定期試験前の開催日以外はあまり参加者はいなかった模様である。 令和２年度は新型コロナウイルス対応及び女子寮改修による一時的な定員削減のため、専攻科生は遠方からの１名のみ継続入寮の予定であり、自主開催のため継続されるかは今のところ不明である。	
(5) 管理・運営体制を整備しているか。 ■ 整備している	◇学生寮の管理規程等の資料 資料3-2-7-(5)-01 「学生寮の管理規定等の資料（寄宿舍規程）」		
3－2 特記事項 この評価の視点の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、記入すること。			
なし。			

基準 3

優れた点

資料3-2-5-(2)-01および資料3-2-5-(2)-02に示したように、令和元年度からはキャリア支援室会議を設置し、本科入学・編入学から本科卒業・専攻科修了までを俯瞰したキャリア教育に取り組んでいる。社会で活躍する卒業生や各種業界（公務員などを含む）・学科講演会など、高専教育における多様な選択肢と将来の可能性を引き出す試みを実践している。

	資料3-2-5-(2)-01 「キャリア教育に関する研修会・講演会の取組状況がわかる資料」		再掲
	資料3-2-5-(2)-02 「キャリア教育に関する研修会・講演会の取組状況がわかる資料」		再掲

改善を要する点

なし。

基準 4 財務基盤及び管理運営

評価の視点			
4－1 学校の目的を達成するために、教育研究活動を将来にわたって適切かつ安定して遂行できるだけの財務基盤を有しており、活動の財務上の基礎として、適切な収支に係る計画等が策定され、履行されていること。また、学校の財務に係る監査等が適正に実施されていること。			
観点 4－1－① 学校の目的に沿った教育研究活動を将来にわたって適切かつ安定して遂行できるだけの財務基盤を有しているか。			
【留意点】			
○ 学校の目的に沿った教育研究活動を安定して遂行できるよう校地、校舎等の資産を保有しているか、経常的な収入が確保できているか、債務超過や支出超過の状態がある場合、運営上問題とならないものか等の状況について分析すること。			
関係法令 (設)第27条の2			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）			
以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。			
■ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 過去 5 年間の貸借対照表等による財務状態は適切な状況となっているか。 ■ なっている	◇過去 5 年間の貸借対照表等の財務諸表		
	資料4-1-1-(1)-01 「貸借対照表（過去5年間）」		
	資料4-1-1-(1)-02 「損益計算書（過去5年間）」		
	◇長期未払金、長期借入金がある場合は、その内容を確認できる資料		
	資料4-1-1-(1)-03 「長期未払金の内容を確認できる資料（過去5年間）」		
	◇臨時利益又は臨時損失が計上されている場合は、その内容が確認できる資料		
	資料4-1-1-(1)-04 「臨時利益の内容を確認できる資料（過去5年間）」		
資料4-1-1-(1)-05 「臨時損失の内容を確認できる資料（過去5年間）」			
(2) 校地、校舎等の資産を保有しているか。 ■ 保有している	◇その内容を確認できる資料		
	資料3-1-1-(3)-01 「運動場の設置状況がわかる資料」		再掲
(3) 過去 5 年間ににおいて運営費交付金、授業料、入学料、検定料等の経常的な収入を確保しているか。 ■ 確保している	◇過去 5 年間の運営費交付金、授業料、入学料、検定料等の収入状況		
	資料4-1-1-(3)-01 「運営費交付金、授業料、入学料、検定料等の収入状況が分かる資料（過去5年間）」		
	◆確保できない年があった場合は、実状を踏まえて、資料を基に記述する。		

(4) 過去 5 年間の収支状況において支出超過となっていないか。 ■ 支出超過となっていない	◇過去 5 年間の資金収支計算書及び消費収支計算書		
	資料4-1-1-(4)-01 「資金収支計算書及び消費収支計算書（過去5年間）」		
	◆支出超過となった年があった場合は、実状を踏まえて、資料を基に記述する。		
観点 4－1－② 学校の目的を達成するための活動の財務上の基礎として、適切な収支に係る計画等が策定され、関係者に明示されているか。 【留意点】なし。			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 収支に係る方針、計画等を策定しているか。 ■ 策定している	◇収支に係る方針や計画策定に関する予算関連規程等		
	資料4-1-2-(1)-01 「収支に係る方針・計画策定に関する規程」		
	◇予算配分や収支に係る方針、計画等がわかる資料		
	資料4-1-2-(1)-02 「予算配分や収支に係る方針、計画等がわかる資料」		
(2) (1)を関係者（教職員等）へ明示しているか。 ■ 明示している	◇予算の関係者（教職員等）への明示状況を把握できる資料		
		「（再掲）資料4-1-2-(1)-02予算配分や収支に係る方針、計画等がわかる資料」については、運営会議において報告されている。	
	資料4-1-2-(2)-01 「予算の関係者（教職員等）への明示状況を把握できる資料」		

観点 4－1－③ 学校の目的を達成するため、教育研究活動（必要な施設・設備の整備を含む）に対しての資源配分を、学校として適切に行う体制を整備し、行っているか。			
【留意点】 ○ 予算配分の方針が定められ、その方針に則り実際の予算配分が行われているか、プロセス（手続きの流れ）の適切性も含めて分析すること。 ○ 予算の配分状況と、その実績（執行状況）を対比させて分析すること。 ○ 校長裁量経費等の重点配分経費の配分基準等の策定状況（手続き、経路、決定機関等。）についても併せて分析すること。			
関係法令 （設）第27条の2			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 学校の目的を達成するために、教育研究活動に対して適切な資源配分を決定する際、明確なプロセスに基づいて行っているか。 ■ 行っている	◇予算配分実績(教育経費、研究経費、施設設備費の配分実績)		
	資料4-1-3-(1)-01 「予算配分実績がわかる資料」		
	◇校長裁量経費等の重点配分経費を設定している場合は、その資源配分が把握できる資料		
	資料2-2-3-(3)-04 「校長裁量経費等の予算配分支援がわかる資料」		再掲
	◇予算関連規程等		
	資料4-1-2-(1)-01 「収支に係る方針・計画策定に関する規程」		再掲
	◇予算配分に係る審議状況がわかる資料（議事録等）		
	資料4-1-3-(1)-02 「予算配分に係る審議状況がわかる資料」		
	◇施設・設備の整備計画の全体像がわかる資料（学内全体のマスタープラン等。）		
(2) 資源配分が、4－1－②の収支に係る方針、計画と整合性を有しているか。	資料4-1-3-(1)-03 「施設・設備の整備計画の全体像がわかる資料」		
	◆資源配分と収支に係る方針、計画との整合性、執行状況との対応について、資料を基に記述する。その際、資源配分の決定プロセスの整合性についても言及する。		

■ 整合性がある	予算編成方針「（再掲）資料4-1-2-(1)-02予算配分や収支に係る方針、計画等がわかる資料」は、毎年、財務・施設委員会で承認を得ている。また、当初予算配分については、まず「各部署（学科を除く）の管理運営に必要な経費」に関し、財務・施設委員会にて予算要求についてのヒアリングを実施し、要求内容を審査している。そして、機構本部からの予算配分額が決定し次第、予算編成方針に従い、校内当初予算配分額を策定し、財務・施設委員会にて承認を得ている。 配分された予算は、財務会計システムにより適切に管理をし、毎年度の決算については、財務・施設委員会にて承認を得ている。		
	資料4-1-3-(2)-01「予算要求ヒアリングの実施状況がわかる資料」		
(3) 資源配分の内容について、関係者（教職員等）に明示しているか。 ■ 明示している	◇予算の関係者（教職員等）への明示状況を把握できる資料		
		「（再掲）資料4-1-3-(1)-01予算配分実績がわかる資料」については、運営会議において報告されている。	
	資料4-1-2-(2)-01「予算の関係者（教職員等）への明示状況を把握できる資料」		再掲
観点4－1－④ 学校を設置する法人の財務諸表等が適切な形で公表されているか。また、財務に係る監査等が適正に行われているか。 【留意点】 ○ 設置者の説明責任を果たすという観点から、財務書類の公表状況について分析すること。 ○ 会計監査の実施状況についても分析すること。			
関係法令 独立行政法人通則法第38条、第39条 私立学校法第47条 私立学校振興助成法第14条 その他財務諸表に関する各種法令等 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律施行令第12条 その他情報公開に関する法令等、それぞれの設置形態別に定められた法令 私立学校法第37条第3項 私立学校振興助成法第14条第3項 地方自治法第199条 その他会計監査等に関する各種法令等			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 設置者は、法令等に基づき、財務諸表等を作成・公表しているか。 ■ 作成・公表している	◇作成・公表状況がわかる資料		
	資料4-1-4-(1)-01「財務諸表の公開状況がわかる資料」	財務諸表の公開状況 https://www.kosen-k.go.jp/about/release/	
(2) 財務に係る監査等を実施しているか。	◇学内会計監査規程（科学研究費助成事業等の外部資金に関する監査規程も含む。）		

■ 実施している	資料4-1-4-(2)-01 「公的研究費に関する内部監査マニュアル」		
	資料4-1-4-(2)-02 「会計事務内部監査要項」		
	◇外部監査、学内監査の監査報告書、国立高等専門学校の場合は、国立高等専門学校間の相互監査報告書		
	資料4-1-4-(2)-03 「高専間の相互監査報告書」		
	資料4-1-4-(2)-04 「公的研究費監査報告書」		

4－1 特記事項 この評価の視点の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、記入すること。

なし			

評価の視点

4－2 学校の目的を達成するために必要な管理運営体制及び事務組織が整備され、機能していること。また、外部の資源を積極的に活用していること。

観点4－2－① 管理運営の諸規程が整備され、各種委員会及び事務組織が適切に役割を分担し、効果的に活動しているか。

【留意点】

☐ 観点2－1－③の教育に係る組織等を除き、管理運営に係る体制について、分析すること。

☐ 組織図については、観点2－1－③の教育に係る組織等を含む、学校全体の教育研究及び管理運営全体がわかるものの提示が望ましい。

☐ 議事録又は議事要旨等については、過去1年分提示すること。

☐ 役割分担が適切であるとは、各種委員会及び事務組織等がそれぞれの役割分担において責任を有しつつ協力して円滑な管理運営の実現に資する状況にあることを想定している。

関係法令 (法)第120条第3項 (施)第175条 (設)第10条

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

☐ 満たしていると判断する

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 管理運営体制に関する規程等を整備しているか。 ■ 整備している	◇管理運営に関する諸規程、整備状況がわかる資料		
	資料2-1-3-(1)-01 「運営体制を規定した資料」		再掲
(2) 委員会等の体制を整備しているか。 ■ 整備している	◇諸規程、整備状況がわかる資料（組織図等）		
	資料2-1-3-(1)-02 「教育活動に携わる運営体制が明示された構成図」		再掲
	資料4-2-1-(2)-01 「委員会の体制整備がわかる資料」		

(3) 校長、主事等の役割分担が明確になっているか。 ■ なっている	◇役割分担がわかる資料		
	資料4-2-1-(3)-01 「組織運営の体制がわかる資料」		
(4) 事務組織の体制を規程等に基づき整備しているか。 ■ 整備している	◇規程等、整備状況がわかる資料		
	資料2-4-2-(1)-02 「事務組織の整備状況がわかる資料」		再掲
(5) 教員と事務職員等とが適切な役割分担の下、必要な連携体制を確保しているか。 ■ 確保している	◇規定等、教員と事務職員が構成員として構成されている会議体がわかる資料		
	資料4-2-1-(5)-01 「教員と事務職員が構成員として構成されている会議全体がわかる資料1」		
	資料4-2-1-(5)-02 「教員と事務職員が構成員として構成されている会議全体がわかる資料2」		
	資料4-2-1-(5)-03 「教員と事務職員が構成員として構成されている会議全体がわかる資料3」		
	資料4-2-1-(5)-04 「教員と事務職員が構成員として構成されている会議全体がわかる資料4」		
	資料4-2-1-(5)-05 「教員と事務職員が構成員として構成されている会議全体がわかる資料5」		
	資料4-2-1-(5)-06 「教員と事務職員が構成員として構成されている会議全体がわかる資料6」		
	資料4-2-1-(5)-07 「教員と事務職員が構成員として構成されている会議全体がわかる資料7」		
	資料4-2-1-(5)-08 「教員と事務職員が構成員として構成されている会議全体がわかる資料8」		
	資料4-2-1-(5)-09 「教員と事務職員が構成員として構成されている会議全体がわかる資料9」		
	資料4-2-1-(5)-10 「教員と事務職員が構成員として構成されている会議全体がわかる資料10」		
	資料4-2-1-(5)-11 「教員と事務職員が構成員として構成されている会議全体がわかる資料11」		
	資料4-2-1-(5)-12 「教員と事務職員が構成員として構成されている会議全体がわかる資料12」		
	資料4-2-1-(5)-13 「教員と事務職員が構成員として構成されている会議全体がわかる資料13」		
	資料4-2-1-(5)-14 「教員と事務職員が構成員として構成されている会議全体がわかる資料14」		

(6) (1)～(5)の体制の下、効果的な活動を行っているか。 ■ 行っている	◇活動状況がわかる資料（会議の開催回数、議事要旨等。）	本校の重要事項を審議する主管会議や運営事項等を協議する運営会議は校長が議長となりリーダーシップを発揮できる規程としている。また、事務組織の改善として人事係を総務企画係に、入試係を教務係に統合し事務の合理化を図るとともに、施設整備推進のため施設係員を1名増員し、かつ岐阜大学施設部長と本校事務部長間で協力協定を締結している。	
	資料4-2-1-(6)-01 「組織の活動状況がわかる資料1」		
	資料4-2-1-(6)-02 「組織の活動状況がわかる資料2」		
	資料4-2-1-(6)-03 「組織の活動状況がわかる資料3」		
	資料4-2-1-(6)-04 「組織の活動状況がわかる資料4」		
観点4－2－② 危機管理を含む安全管理体制が整備されているか。			
【留意点】なし。			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 学校として、責任の所在を明確にした危機管理を含む安全管理体制を整備しているか。 ■ 整備している	◇規程等、整備状況がわかる資料		
	資料4-2-2-(1)-01 「安全管理体制の整備状況がわかる資料1」		
	資料4-2-2-(1)-02 「規程等、整備状況がわかる資料（寄宿舍規程第11条及び12条(2P)）」		
(2) 危機管理マニュアル等を整備しているか。 ■ 整備している	◇危機管理マニュアル等の資料	定期的に火災報知器等の点検を行うとともに、毎年防災訓練、学寮防災訓練等を実施している。また、近隣高専と「災害時等における東海・北陸地区高等専門学校間の相互応援に関する協定」、地域の大学等や岐阜県と「災害時等の大学等高等教育機関による支援協力に関する協定」、本巣市と「災害時における学校開放に関する覚書」を締結し災害時における各機関との協力体制を確保している。災害時における非常用物品等の備蓄・更新を毎年行っている。	
	資料4-2-2-(2)-01 「危機管理マニュアル等の整備状況がわかる資料1」		
	資料4-2-2-(2)-02 「危機管理マニュアル等の整備状況がわかる資料2」	逐一改定するため暫定版としている。	
	資料4-2-2-(2)-03 「危機管理マニュアル等の整備状況がわかる資料3」		
	資料4-2-2-(2)-04 「危機管理マニュアル等の整備状況がわかる資料4」		
	資料4-2-2-(2)-05 「危機管理マニュアル等の整備状況がわかる資料5」		
	資料4-2-2-(2)-06 「危機管理マニュアル等の整備状況がわかる資料6」		
	資料4-2-2-(2)-07 「危機管理マニュアル等の整備状況がわかる資料7」		
(3) (1)(2)に基づき、定期的に訓練を行うなど、危機に備えた活動を行っているか。	◇訓練や講習会等の実施状況がわかる資料		

■ 行っている	資料4-2-2-(3)-01 「活動状況がわかる資料（昨年度実施要項）」	例年、4月後半に寮生火災避難訓練を実施しているが、令和2年度においては、新型コロナウイルス対応により、寮生の入寮を許可していないため、現在まで実施していない。 そのため、昨年度の実施要項を参考までに掲載した。	
	資料4-2-2-(3)-02 「安全管理の訓練・講習会の実施状況がわかる資料」		

観点4－2－③ 外部資金を積極的に受入れる取組を行っているか。

【留意点】

○ 過去5年間の外部資金について、明確な獲得方策（獲得のための取組。）を有するか、十分な獲得実績があるか等について、分析すること。

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

■ 満たしていると判断する

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 外部の財務資源（科学研究費助成事業による外部資金、受託研究、共同研究、受託試験、奨学寄附金、同窓会等からの寄付金等）を積極的に受入れる取組を行っているか。 ■ 行っている	◇過去5年間の科学研究費助成事業による外部資金、受託研究、共同研究、受託試験、奨学寄附金、同窓会等からの寄付金等、外部の財務資源の受入れへの取組及び受入実績に関する資料	非常勤のコーディネーターを配置し、週2日半、企業等のニーズと本校教員の研究シーズとのマッチングを行い、共同研究につなげると共に、地域連携協力会会員獲得を行っている。また、本校教員の外部資金獲得に向けて、応募申請の助言や特許などの知的財産関係の契約書作成についてアドバイスも行っている。	
	資料4-2-3-(1)-01 「外部資金を積極的に受入れる取組を示す資料」		
	資料4-2-3-(1)-02 「外部資金を積極的に受入れる取組を示す資料」		
	資料4-2-3-(1)-03 「外部資金受入実績を示す資料」		
(2) 公的研究費を適正に管理するシステムが整備されているか。 ■ 整備されている	◇管理体制がわかる資料（規程等）		
	資料4-2-3-(2)-01 「公的研究費を適正に管理する制度を示す資料」		
	資料4-2-3-(2)-02 「公的研究費を適性に管理する取扱いを示す資料」		
	資料4-2-3-(2)-03 「公的研究費を適正に管理するための施策を示す資料」		

観点4－2－④ 外部の教育資源を積極的に活用しているか。

【留意点】

○ 高等専門学校の教育研究の基盤としての、地域や同窓会等を中心とする外部教育資源、又は退職技術者を含む企業人等の教育研究的資源の活用について分析すること。

○ 「社会とともに次世代の技術者を育成する」協働教育の理念を実践する活動例について分析すること。

○ 財務的資源については、観点4－2－③で分析し、ここでは教育資源、研究的資源について分析すること。

○ 提示する資料の例としては、次のものを想定している。（全ての取組を求めているものではない。）

- 高等教育機関の間で締結している学生・教員交流等、外部の機関の持つ教育力の活用例の資料（協定等を含む。）
- 産学連携関係の共同研究や共同教育の実施例の資料
- 地域や同窓会等の有識者や経験者による授業、実習、課外活動等の指導支援に関する資料
- 地域にある教育設備（図書館、博物館等。）、体育施設の利用及び支援がわかる資料
- 地域の催事等を含む地域社会との交流体験実施例の資料

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）			
以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。			
■ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 外部の教育・研究資源を活用しているか。	◇活用状況がわかる資料	豊橋技術科学大学と本校の専攻科との間でお互いの機関の強みを生かし学生を教育する「連携教育プログラム」協定を令和元年度に締結し、令和２年度から学生を受け入れる。	
	資料4-2-4-(1)-01 「同窓会等の有識者や経験者の支援活用を示す資料」		
	資料4-2-4-(1)-02 「外部の教育研究資源を活用することを示す資料」		
	資料4-2-4-(1)-03 「地域の催事への出展例を示す資料」		
	資料4-2-4-(1)-04 「外部の教育資源を活用していることがわかる資料」		
	資料4-2-4-(1)-05 「外部の教育資源を活用していることを示す資料」	学生ベンチャー育成支援用に、ソフトピアジャパンセンターの居室を施設利用料金無償で利用している。	
	資料4-2-4-(1)-06 「外部の教育研究資源を活用していることを示す資料」		
	資料4-2-4-(1)-07 「シニアOBによる授業支援がわかる資料」		
	資料4-2-4-(1)-08 「外部の高等教育機関の持つ教育力を活用していることを示す資料」	豊橋技術科学大学と本校の専攻科との間で「連携教育プログラム」協定を締結し、令和２年度から学生を受け入れている。学生は両機関に在籍し、双方の授業を履修することで、大学卒業及び高専専攻科修了要件を満たす。卒業研究等については、両機関に指導教員を配置し、連携して研究指導にあたる体制を整えている。	
	資料4-2-4-(1)-09 「NACSIS-ILL文献複写依頼票」	高等教育機関の間で締結している資料の複写及び相互貸借例がわかる資料	
	資料4-2-4-(1)-10 「岐阜県大学図書館協議会加盟館一覧(H31.4.1現在)」	地域にある図書館の利用及び支援が分かる資料	
	資料4-2-4-(1)-11 「岐阜県大学図書館協議会視察研修会(R1年度)」	地域にある図書館の利用及び支援が分かる資料	
観点４－２－⑤ 管理運営のための組織及び事務組織が十分に任務を果たすことができるよう、研修等、管理運営に関わる職員の資質の向上を図るための取組（スタッフ・ディベロップメント）が組織的に行われているか。			
【留意点】			
○ ファカルティ・ディベロップメントに関連した教育の質の向上や授業の改善に関する教育支援者に対する取組は観点２－４－③で分析するため、ここでは、スタッフ・ディベロップメント（以下「ＳＤ」という。）への取組を分析すること。			
○ ＳＤとは、事務職員等のほか、教授等の教員や校長等の執行部に対し、教育研究活動等の効果的な運営を図るため、必要な知識及び技能を習得させ、その能力及び資質を向上させるための研修（管理運営等の研修）のことをいう。			
関係法令 （設）第10条の2			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）			
以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。			
■ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) ＳＤ等を実施しているか。	◇規程等の資料	観点2-4-1-(1)-01は、主に授業のための規則のため、広く教育の資質向上を図り、教職員が学校運営に必要な知識・技能を身につけることを目的として、制定している。	

■ 実施している	資料4-2-5-(1)-01 「SDを実施する体制がわかる資料」		
	◇実施状況（参加状況等）がわかる資料	高等専門学校は大学に比べ組織が小さいので、本校でのSDだけではなく、各高専と連携しての各種SD活動や外部の個別研修会等に積極的に参加させることにより人材の育成を図っている。	
	資料4-2-5-(1)-02 「S Dの実施状況がわかる資料1」		
	資料4-2-5-(1)-03 「S Dの実施状況がわかる資料2」		
4－2 特記事項 この評価の視点の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、記入すること。			
なし。			
評価の視点			
4－3 学校の教育研究活動等の状況やその活動の成果に関する情報を広く社会に提供していること。			
観点4－3－① 学校における教育研究活動等の状況についての情報（学校教育法施行規則第172条の2に規定される事項を含む。）が公表されているか。			
【留意点】			
○ 高等専門学校の教育研究活動の状況や、その活動の成果に関する情報を、わかりやすい表現やアクセスしやすい手段を用いて、社会に発信しているか分析すること。			
関係法令 （施）第172条の2、（施）第165条の2、学校教育法施行規則等の一部を改正する省令の施行について（通知）22文科高第236号平成22年6月16日			
以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。			
■ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 教育情報を法令に従い適切に公表しているか。（該当する選択肢にチェック■する。） ■ 高等専門学校の教育上の目的及び学校教育法施行規則第165条の2第1項の規定により定める方針 ■ 教育研究上の基本組織 ■ 教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績 ■ 入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況 ■ 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画 ■ 学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準 ■ 校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境 ■ 授業料、入学料その他の高等専門学校が徴収する費用 ■ 高等専門学校が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援	◇刊行物の該当箇所がわかる資料		
		【別紙様式】ウェブサイト掲載項目チェック表参照	

	◇【別紙様式】ウェブサイト掲載項目チェック表		
	資料4-3-1-(1)-01 「【別紙様式】ウェブサイト掲載項目チェック表」		
4－3 特記事項 この評価の視点の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、記入すること。			
なし			

基準 4

優れた点			
20年後のキャンパスを目指して「岐阜高専キャンパスマスタープラン2017」を策定している。現状及び課題を把握し長期計画を立て、施設整備費概算要求や営繕事業要求を行い計画的な施設整備を行っている。「岐阜高専キャンパスマスタープラン2017」の「第4次5か年計画表」に掲げた「校舎改修（建築学系）」「ライフライン再生（排水設備等）2－1）」「ライフライン再生（排水設備等）2－2）」「図書館改修」「寄宿舍B寮改修」など、施設整備費に採択されており、岐阜高専の施設整備充実を進めている。 また、グローバル高専に対応したキャンパス環境整備として施設整備費概算要求していた「国際寮」は、令和元年度補正予算にて「女子寮改修」及び「一号館（事務棟）改修」とともに採択されている。			
	資料4-1-3-(1)-03 「施設・設備の整備計画の全体像がわかる資料」		再掲
改善を要する点			
なし			

基準 5 準学士課程の教育課程・教育方法

評価の視点			
5－1 準学士課程の教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に基づき、教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準等が適切であること。			
観点 5－1－① 教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に基づき、授業科目が学年ごとに適切に配置され、教育課程が体系的に編成されているか。			
【留意点】 ○ 観点 1－2－②の教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）を踏まえた授業科目の配置となっているか分析すること。			
関係法令 （設）第15条、第16条、第17条、第17条の2			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）を踏まえて、適切な授業科目を体系的に配置しているか。 ■ 配置している	◇カリキュラム一覧表、授業科目系統図等の授業科目配置状況がわかる資料		
	資料5-1-1-(1)-01 「令和2年度教育課程表」		
	資料5-1-1-(1)-02 「令和2年度授業科目系統図（5学科）」		
(2) 一般教育の充実に配慮しているか。 ■ 配慮している	◇配慮していることがわかる資料	一般科目群として、人文・社会科学、芸術などに関する科目、工学の専門知識や技術の修得に必要な基礎を学ぶための科目、技術者としての異文化対応力、倫理観を身につけることなどを目的とした科目に大別される。低学年では一般科目群を多く、高学年になるにしたがって専門科目群が多く配置した「くさび形」教育としている。	
	資料5-1-1-(2)-01 「令和2年度授業時間割（一般科目）」		
(3) 進級に関する規定を整備しているか。 ■ 整備している	◇進級に関する規定の整備状況がわかる資料		
	資料5-1-1-(3)-01 「進級に関する規定がわかる資料」		
	資料5-1-1-(3)-02 「試験・成績評価・進級及び卒業に関する申合せ」		
(4) 1年間の授業を行う期間を定期試験等の期間を含め、35週確保しているか。 ■ 確保している	◇35週が確保されている状況が確認できる資料（学年暦等。）		
	資料5-1-1-(4)-01 「授業期間が35週確保されていることが規定されている資料」		
	資料5-1-1-(4)-02 「令和2年度年間行事予定表 曜日別授業日一覧」	授業実施計画表の後期後半（2月）については、期末試験を除いて授業回数（15）を確保するように、1～4年と5年を分けて別々に実施している。	

(5) 特別活動を90単位時間以上実施しているか。 ■ 実施している	◇特別活動の実施状況がわかる資料（学年暦等。）		
	資料5-1-1-(5)-01 「平成31年度特別活動指導計画書」		
観点5－1－② 教育課程の編成及び授業科目の内容について、学生の多様なニーズ、学術の発展の動向、社会からの要請等が配慮されているか。			
【留意点】			
○ 例えば、国際的に活躍できる技術者の養成が目的に含まれる場合には、外国語の伝達と読解の基礎能力育成について分析するなど、目的や卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に照らして授業科目の内容の工夫を行っているか分析すること。			
○ この観点では教育課程の編成について分析するものであり、正規の教育課程とは別に実施しているもの（例えば、補習や補講等。）は、この観点の対象ではないことに留意すること。			
関係法令 （設）第19条、第20条			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）			
以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。			
■ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 学生の多様なニーズ、学術の発展の動向、社会からの要請等を踏まえ、教育課程における具体的な配慮としてどのようなことを行っているか。（該当する選択肢にチェック■する。）	◇チェックした配慮項目に関して、実施状況がわかる資料		
☐ 他学科の授業科目の履修を認定 ■ インターンシップによる単位認定 ☐ 正規の教育課程に関わる補充教育の実施 ■ 専攻科課程教育との連携 ■ 外国語の基礎能力（聞く、話す、読む、書く）の育成 ■ 資格取得に関する教育 ■ 他の高等教育機関との単位互換制度 ☐ 個別の授業科目内での工夫 ■ 最先端の技術に関する教育 ☐ その他			
	資料5-1-2-(1)-01 「インターンシップによる実施状況がわかる資料」		
	資料5-1-2-(1)-02 「校外実習要項」		
	資料5-1-2-(1)-03 「専攻科課程教育との連携（教育課程系統図）」		
	資料5-1-2-(1)-04 「外国語の基礎能力の育成」		
	資料5-1-2-(1)-05 「実践技術単位による学修成果の可視化」		
	資料5-1-2-(1)-06 「他の高等教育機関との単位互換が明示された規程」		
	資料5-1-2-(1)-07 「他の高等教育機関における学修に関する規程」		
	資料5-1-2-(1)-08 「最先端の技術に関する教育の実施がわかる資料」		
	◆その他の項目をチェックした場合は、その内容を列記し、その状況がわかる資料を提示する。		
(2) 他の高等教育機関との単位互換制度を設けている場合、法令に従い適切に取り扱っているか。	◇単位互換制度の内容がわかる資料		
■ 適切に取り扱っている	資料5-1-2-(2)-01 「単位互換による遠隔授業(e-HELP)」	https://imc.tut.ac.jp/course/48	
	資料5-1-2-(2)-02 「岐阜工業高等専門学校以外の教育施設等における学修等に関する規程」		

観点5－1－③ 創造力・実践力を育む教育方法の工夫が図られているか。			
【留意点】 ○ 創造力を育む教育方法の工夫がわかる資料には、P B L 型の授業や創造型の演習等における具体的な教育方法の工夫がわかる資料を提示すること。 ○ 創造力を育む教育方法の工夫については、学校としてどう捉え、どう展開しているかを踏まえて分析すること。 ○ 実践力を育む教育方法の工夫がわかる資料には、インターンシップの活用等の具体的な教育方法の工夫がわかる資料を提示すること。 (注) P B L とは、プロジェクト課題を学生にグループ単位で与え、その課題を達成するためのアイデアの創出、計画立案、実現等を学生自身に遂行させることにより、学生の学習意欲、知識の活用能力、計画立案・遂行能力、ディベート能力、プレゼンテーション能力、組織運営能力等の向上を図るための学習・教育の方法のこと。Problem - based Learning 又は Project - based Learning の略。			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）			
以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。			
■ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 創造力を育む教育方法の工夫を行っているか。	◇創造力を育む教育方法の工夫がわかる資料（P B L 型の授業や創造型の演習の実施等）		
	資料5-1-3-(1)-01 「創造力を育む教育実践」		
	資料5-1-3-(1)-02 「PBL型授業等の取組」	各専門学科ではPBL型の授業を取り入れている。資料に示したように、環境都市工学科の総合実験では、全国デザコンの受賞などの成果を挙げている。	
	◇実施状況がわかる資料		
	資料5-1-3-(1)-02 「PBL型授業等の取組」		再掲
	◆工夫を行った結果、学生が創造力を発揮し、あげた成果や効果があれば具体的に、資料を基に記述する。		
(2) 実践力を育む教育方法の工夫を行っているか。	本科の専門教育課程(機械、電気情報、電子制御、環境都市、建築)では、課題解決型の各種PBLテーマを取り入れている。資料5-1-3-(1)-01に示したように、各種コンテストでは、多くの受賞（優勝、優秀賞など）を獲得している。また、地域の小中学生などへの科学技術（ものづくり）リテラシー活動を通じて、参加学生のリテラシーの向上およびコンピテンシーを醸成する一環となっている。		
	◇実践力を育む教育方法の具体的な工夫がわかる資料（インターンシップの実施等。）		
	資料5-1-3-(2)-01 「実践力を育む授業等の取組」	各専門学科では、実践力を育む授業等を実施している。資料のように、機械工学科の機械工学実習IIでは、実践的機械技術者としての加工技術を修得している。	
	資料5-1-3-(2)-02 「コンピテンシーを育むキャリア教育」	入学から卒業まで一貫した体系的なキャリア教育プログラムを、全校および各専門学科ごとに開発・可視化して、学生のコンピテンシー能力を高めている。	
	資料5-1-3-(2)-03 「海外インターンシップ等による国際交流」	海外インターンシップ（シアトル研修）や海外研究者の特別講演会などを実施し、グローバルマインドを涵養している。	
	資料5-1-3-(2)-04 「学科講演会等のキャリアパス教育」	各学科の特性に応じた講演会、航空宇宙技術講座、インターンシップ（国内、海外）などを実施し、社会から求められる技術者像を考える契機としている。	
	資料5-1-3-(2)-05 「PROGによる学生の能力の可視化」	全学年を対象としたPROG結果によれば、本科1、2、3年のリテラシー総合は学年平均よりも上回るがコンピテンシー総合は学年平均より下回る。本科4、5年になると両者とも学年平均を上回る結果となり、各要因の成長が可視化されている。	

	資料5-1-3-(2)-06 「キャリア教育のフレームワーク」	教育課程（特別活動等を含む）や学科講演会などにおいて、キャリアプランニング、社会人としての基礎能力、技術者としての能力、グローバル能力の観点から、各種キャリア教育を実施している。	
	◇実施状況がわかる資料		
	◆工夫を行った結果、学生が実践力を発揮し、あげた成果や効果があれば具体的に、資料を基に記述する。		
	資料5-1-3-(2)-02に示したように、入学から卒業までの一貫した体系的なキャリア教育を開発・可視化して学生のコンピテンシー能力を涵養している。資料5-1-3-(2)-04のような専門学科の特性に合わせた学科講演会等、資料5-1-3-(2)-03に示したように、海外インターンシップ等による国際交流（本校独自のシアトル研修を含む）などにより、学年が上がるにつれて対人基礎力（コミュニケーション力，チームワーク力）、自己管理能力などが向上していることがPROGなどの結果により明らかにされている。		

5－1 特記事項 この評価の視点の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、記入すること。

技術者としての能力（基礎知識・実践力・倫理など）に加えて，キャリアプランニング（キュアリアプラン・計画実行能力・職業理解など），社会人としての基礎能力（自己管理能力，コミュニケーション力，チームワーク力，社会人基礎力など），グローバル能力（英語でのコミュニケーション力，異文化理解能力など）をベースに，各専門学科の特性に合わせて，キャリア教育のプログラムと能力評価を実施している。また，教育課程以外の資格取得等については、教育AP事業で蓄積した「実践技術単位（ポイント制度）」により学生をエンカレッジしている。さらには、資料5-1-2-(1)-07に示したように、正規的教育課程ではないが，航空宇宙産業の集積が高い東海地域において、最先端の航空宇宙関連技術に関する特別講義を5回開講し，全国高専にライブ配信した（延べ受講者：31高専、約900名）。		
	資料5-1-2-(1)-07 「他の高等教育機関における学修に関する規程」	

評価の視点
5－2 準学士課程の教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等が整備されていること。
観点5－2－① 教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態のバランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導上の工夫がなされているか。
【留意点】 なし。
関係法令 （設）第17条の2

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

■

 満たしていると判断する

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に照らして、講義、演習、実験、実習等の適切な授業形態が採用されているか。 ■ 採用されている	◇授業形態の開講状況（バランスを含む。）がわかる資料		
	資料5-2-1-(1)-01 「授業形態の開講状況（専門5学科の教育課程）」		
	資料5-2-1-(1)-02 「授業形態がわかる資料（令和2年度授業時間割表）」	http://www.gifu-nct.ac.jp/campuslife/timetable/R2-zenki-jyugyo-jikanwari.pdf	
	◆授業形態のバランスが適切であることについて、資料を基に記述する。		
	本科の教育課程は、一般科目と専門科目に大別されている。低学年は一般科目が多く、専門学科の導入教育が実験・実習を中心に配置されている。高学年では専門科目が多い。「くさび形」の教育課程となっている。また、初年次から実験・実習を取り入れて、継続的に体験型学習と理論を関連させる授業形態のバランスが設定されている。また、授業指導法の工夫については、高専英語などの教科書教材作成、PBL型実験・実習、アイデアの企画立案、設計・製作などを通した具体的な取組が学科ごとに実施されている。 これらにより、授業形態のバランスが適切であると判断している。		
(2) 教育内容に応じて行っている、学習指導上の工夫には、どのような工夫があるか。（該当する選択肢にチェック■する。） ■ 教材の工夫 ■ 少人数教育 ■ 対話・討論型授業 ■ フィールド型授業 ■ 情報機器の活用 ■ 基礎学力不足の学生に対する配慮 ■ 一般科目と専門科目との連携 ☐ その他	◇チェックした項目の実施状況がわかる資料		
	資料5-2-1-(2)-01 「教材の工夫がわかる資料」	専門学科（5学科）におけるICT教育、AL（アクティブラーニング）などの教材を工夫した取組を実施している。	
	資料5-2-1-(2)-02 「少人数教育(卒業研究)」	学生1人に対して指導教員1人の体制である。また、卒業研究や論文執筆等の指導は、複数教員による主査・副査、分野別審査等を実施している。	
	資料5-2-1-(2)-03 「対話・討論型授業がわかる資料」		
	資料3-1-2-(3)-01 「情報処理教育研究報告（第46号演習室利用状況）」		再掲
	資料5-2-1-(2)-04 「フィールド型授業（河川生態学）」		
	資料5-2-1-(2)-05 「低学年の学修サポートに関する資料」		
	資料1-1-4-(2)-11 「専門学科の教員が一般科目を参観している状況がわかる資料」	資料1-1-4-(2)-08専門学科の教員が一般科目を参観している状況がわかる資料	再掲
	◆その他の項目をチェックした場合は、その内容を列記し、その状況がわかる資料を提示する。		
観点5－2－② 教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）の趣旨に沿って、適切なシラバスが作成され、活用されているか。 【留意点】 なし。			
関係法令 （設）第17条、第17条の3			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲

(1) 教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）を踏まえて適切に設定された項目に基づきシラバスを作成しているか。（該当する選択肢にチェック■する。） ■ 授業科目名 ■ 単位数 ■ 授業形態 ■ 対象学年 ■ 担当教員名 ■ 教育目標等との関係 ■ 達成目標 ■ 教育方法 ■ 教育内容（1 授業時間ごとに記載） ■ 成績評価方法・基準 ☐ 事前に行う準備学習 ■ 高等専門学校設置基準第17条第3項の規定に基づく授業科目か、4項の規定 ■ 教科書・参考文献 ☐ その他	◇シラバスの作成要領や具体例等の左記内容がわかる資料		
	資料5-2-2-(1)-01 「シラバス作成要領」		
	資料5-2-2-(1)-02 「Webシラバス（サンプル）」		
	◆その他の項目にチェックした場合は、具体的な内容（項目）を記述する。		
(2) 教員及び学生のシラバスの活用状況を把握し、その把握した状況を基に改善を行っているか。 ■ 改善を行っている	◇活用状況がわかる資料		
	資料1-1-3-(1)-03 「フィードバック報告書の例」	資料1-1-3-(1)-02フィードバック報告書の例	再掲
	資料5-2-2-(2)-01 「シラバスにおける授業の進め方とアドバイス」	Webシラバスの項目（授業の進め方とアドバイス）において、教室外学修を含めた説明や英語導入計画等を記載している。	
	◆改善を行った事例があれば、改善内容について、資料を基に記述する。		
	シラバスについては、webシラバスにより外部からも閲覧可能である。本校独自の取組として、授業における英語導入計画について、Oral（教員・学生が英語で話す）、Documents（教員の資料等が英語）、Technical terms（専門用語の英語表記等を教える）から該当するものを記載している。		
(3) 設置基準第17条第3項の30単位時間授業では1 単位当たり30時間を確保しているか。 ■ 確保している	◇状況が確認できる資料（学年暦、時間割等。）		
	資料5-2-2-(3)-01 「3 0 単位時間授業の保証」		
	資料5-2-2-(3)-02 「学則第13条（教育課程）」		
(4) (3)の30単位時間授業では、1 単位時間を50分としているか。 ■ 1 単位時間＝50分で規定、45分で運用	◆1 単位時間を50分以外で運用している場合は、標準50分に相当する教育内容を確保していることについて、学校の現状を踏まえ、資料を基に記述する。		
	資料5-2-2-(4)-01 「時間割（時間帯）」		
	資料5-2-2-(3)-02 「学則第13条（教育課程）」		再掲

観点5－3－① 成績評価・単位認定基準が、教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に従って、組織として策定され、学生に周知されているか。また、成績評価・単位認定が適切に実施されているか。			
【留意点】 なし。			
関係法令 （設）第17条の3			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 成績評価や単位認定に関する基準を、教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に基づき、策定している。 ■ 策定している	◇成績評価や単位認定に関する規程等の該当箇所		
	資料5-3-1-(1)-01 「授業科目の履修・単位の修得及び修了認定に関する規則」		
	資料5-3-1-(1)-02 「試験、成績評価、進級及び卒業に関する申合せ」		
(2) 成績評価や単位認定に関する基準に基づき、各授業科目の単位認定等を行っているか。 ■ 行っている	◇成績評価の組織内でのチェック等、成績評価が適切に実施されていることがわかる資料		
	資料5-3-1-(2)-01 「成績一覧表」		
	資料5-3-1-(2)-02 「運営会議議事要旨」		
(3) 1単位の履修時間が授業時間以外の学修と合わせて45時間である授業科目を配置している場合、授業時間以外の学修についての評価がシラバス記載どおりに行われていることを学校として把握しているか。 ■ 把握している	◇学校として把握していることがわかる資料		
	資料2-4-1-(1)-05 「学生による授業評価（授業アンケート）の内容・方法がわかる資料」		再掲
	資料5-2-2-(2)-01 「シラバスにおける授業の進め方とアドバイス」		再掲
(4) 成績評価や単位認定に関する基準を学生に周知しているか。 ■ 周知している	◇周知を図る取組の内容（学生の手引きへの掲載、ウェブサイトでの明示等。）がわかる資料		
	資料5-3-1-(1)-01 「授業科目の履修・単位の修得及び修了認定に関する規則」		再掲
	資料5-3-1-(4)-01 「成績評価と単位認定等の周知」		
(5) (4)について、学生の認知状況を学校として把握しているか。 ■ 把握している	◇認知状況がわかる資料		
	資料5-3-1-(5)-01 「授業アンケートの集計結果」		

(6) 追試、再試の成績評価方法を定めているか。 ■ 定めている	◇追試、再試の成績評価の規程等がわかる資料		
	資料5-3-1-(6)-01 「追試の成績評価の規程」		
	資料5-3-1-(6)-02 「追加認定試験の取扱」		
(7) 成績評価結果に関する学生からの意見申立の機会があるか。 ■ ある	◇成績評価結果に関する学生からの意見申立の機会の規程等がわかる資料		
	資料5-3-1-(7)-01 「学生からの要望及び意見に関する申立せ」		
(8) 成績評価等の客観性、厳格性を担保するため、どのような組織的な措置を行っているか。（該当する選択肢にチェック■する。） ■ 成績評価の妥当性の事後チェック ■ 答案の返却 ■ 模範解答や採点基準の提示 ☐ G P A の進級判定への利用 ☐ 成績分布のガイドラインの設定 ☐ 複数年次にわたり同じ試験問題が繰り返されていないことのチェック ☐ 試験問題のレベルが適切であることのチェック ☐ その他			
	資料5-3-1-(8)-01 「成績評価資料等のフォローアップ点検実施要領」		
	資料5-3-1-(8)-02 「教員面談報告書」		
	◆実施状況や成績分布を踏まえて、成績評価や単位認定における基準の客観性・厳格性を担保するための措置が、有効に機能しているかどうかについて、資料を基に記述する。		
	最初の授業時にシラバスを提示して成績評価等を説明している。定期試験終了後には解答用紙を返却し、学生の欠課時数等の確認を含めて成績評価を実施している。この過程を経て、学年末（あるいは学期末）の成績評価を行っている。これらの成績評価資料は、点検評価・フォローアップ委員会の各学科委員2名により、成績一覧、模範解答や採点基準等の確認が毎年実施され、同委員会委員長に報告され主管会議・運営会議にて情報共有されている。		
	◆その他の項目をチェックした場合は、その内容を列記し、その状況がわかる資料を提示する。		
観点５－３－② 卒業認定基準が、卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に従って、組織として策定され、学生に周知されているか。また、卒業認定が適切に実施されているか。 【留意点】 なし。			
関係法令 （法）第117条 （設）第17条第3～6項、第17条の2、第17条の3、第18条、第19条、第20条			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）			

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。			
■ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 学則等に、修業年限を5年（商船に関する学科は5年6月。）と定めているか。 ■ 定めている	◇学則等の該当箇所がわかる資料		
	資料5-3-2-(1)-01 「修業年限を示した資料」		
(2) 卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に基づき、卒業認定基準を定めているか。 ■ 定めている	◇定めている該当規程や卒業認定基準		
	資料5-3-2-(2)-01 「卒業認定基準を定めた規程」		
	資料5-2-2-(3)-02 「学則第13条（教育課程）」		再掲
(3) 卒業認定基準に基づき、卒業認定しているか。 ■ 認定している	◇関係する委員会等の会議資料		
	資料5-3-2-(3)-01 「卒業判定会議資料」		
(4) 卒業認定基準を学生に周知しているか。 ■ 周知している	◇周知を図る取組の内容（学生の手引きへの掲載、ウェブサイトでの明示等。）がわかる資料		
	資料5-3-2-(2)-01 「卒業認定基準を定めた規程」		再掲
(5) (4)について、学生の認知状況を学校として把握しているか。 ■ 把握している	◇学生の認知状況を把握していることがわかる資料		
	資料5-3-2-(5)-01 「卒業認定方針（DP）に関する認知度アンケート(2020年度卒業予定)」		
5－3 特記事項 この評価の視点の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、記入すること。			
資料5-3-2-(5)-01に示したように、今年度から新たに設定した本科の「3つのポリシー」の卒業認定方針（DP）の認知度について、今年度卒業予定の本科5年生を対象にアンケート調査を実施した。未だ卒業認定方針（DP）の認知度は高くないものの、それぞれの能力を身につけているかの質問に、6月時点で80％以上の学生が既に身につけていると回答している。			

	資料5-3-2-(5)-01 「卒業認定方針（DP）に関する認知度アンケート(2020年度卒業予定)」		再掲

基準 5

本校は平成26年度から、文部科学省の教育AP事業（アクティブラーニングおよび学修成果の可視化）に取組み、ICT機器による教育改善を実施してきた（資料5-2-1-(2)-01）。教育AP事業と並行して、グローバル高専事業（平成28～30年度）、情報セキュリティ人材育成事業（平成29～30年度）、KOSEN4.0イニシャティブ事業（平成29～30年度）、また全国高専デザコンや全国高専フォーラムの主幹校として、教職員および全学生が一丸となってプロジェクトに取り組んできた。 創造性を育む工夫として、全専門学科の科目にPBL型の授業が組込まれている（資料5-1-3-(1)-01）。また、学生がこれまでに得た知識と技術を活かし、学生自ら創作物をゼロから発案、設計・作製して、高専祭での展示とプレゼンテーションを目指してきた。特に優れた作品には校長による表彰を行っている。こうした授業や高専祭などの成果として、アイデア対決・全国高等専門学校 ロボットコンテスト（令和元年度東海北陸地区大会優勝）、全国高等専門学校デザインコンペティション（令和元年度創造デザイン部門優秀賞）、全国高等専門学校プログラミングコンテスト（令和元年度課題部門・自由部門敢闘賞）、缶サット甲子園2019（中部東海地方大会優勝）、ロボカップジュニア（IRS賞）等において優れた成果を上げている（資料5-1-3-(1)-02）。 インターンシップは、学生が学校で学習した各学科の専門的な基礎知識をもとに、実習先（企業や官公庁など）で実務を実習することにより実践力を身につける重要な機会であると考えている。学校としては、学生の指導が担当可能な実習機関を選定した上で、学生に対して、日報の作成、実習後の報告書の作成、及び報告会での発表を義務付けることにより、着実に実践力が身に付くように工夫している。平成29年度～平成30年度にかけて、準学士課程第4学年の学生の約80％が学外単位修得している（電子制御工学科および環境都市工学科は全員履修）（資料5-1-2-(1)-01）。 グローバルに活躍できる人材を育成するため、毎年3年生全員がTOEIC受検、長期休業を利用した英語キャンプ（エンパワーメントプログラム：春季・夏季）、シアトル理工系未来人材育成事業として海外研修（企業見学とワークショップ等）を実施している（資料5-1-3-(2)-03）。また、1～3年の英語の授業では、高専生のための教科書を使用し、外国人の大学院生と一緒に実験実習を行うなど、英語によるコミュニケーション能力、日本と外国との意識の違い等を勉強することで、国際性を身に付けさせるなど、学生の英語の学習意欲向上等の効果が上がっている。 以上のような教育課程内外を含めたキャリア教育活動を全学科・全学年に展開して、個々の学生のリテラシーおよびコンピテンシーなどの能力を評価している（資料5-1-3-(2)-05、資料5-1-3-(2)-06）。			
	資料5-2-1-(2)-01 「教材の工夫がわかる資料」		再掲
	資料5-1-3-(1)-01 「創造力を育む教育実践」		再掲
	資料5-1-3-(1)-02 「PBL型授業等の取組」		再掲
	資料5-1-2-(1)-01 「インターンシップによる実施状況がわかる資料」		再掲
	資料5-1-3-(2)-03 「海外インターンシップ等による国際交流」		再掲
	資料5-1-3-(2)-05 「PROGによる学生の能力の可視化」		再掲
	資料5-1-3-(2)-06 「キャリア教育のフレームワーク」		再掲
改善を要する点			
なし			

基準 6 準学士課程の学生の受入れ

評価の視点			
6－1 入学者の選抜が、入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）に沿って適切な方法で実施され、機能していること。また、実入学者数が、入学定員と比較して適正な数となっていること。			
観点6－1－① 入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）に沿って適切な入学者選抜方法が採用されており、実際の学生の受入れが適切に実施されているか。			
【留意点】 ○ 合否判定基準については、提示できるものがあれば、提示すること。自己評価書での提示が不可能な場合は、訪問調査時に提示すること。			
関係法令 （設）第3条の2			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）、特に入学者選抜の基本方針に沿った入学者選抜方法（学生募集の方針、選抜区分（学力選抜、推薦選抜等。）、面接内容、配点・出題方針等。）となっているか。 ■ なっている	◇入学者選抜要項、面接要領、合否判定基準、入学試験実施状況等がわかる資料		
	資料6-1-1-(1)-01 「令和2年度の入学者選抜方法が明示された資料」	入学者の受入れに関する方針(アドミッション・ポリシー)のうち、特に入学者選抜の基本方針に沿って、入学者選抜方法を定め、学生募集の方針、選抜区分(学力選抜、推薦選抜等)、面接内容、配点・出題方針を明示している。 推薦選抜では、在籍中学校長から提出された調査書の「各教科の学習の記録(必修教科の評定)」の合計(内申点)、「特別活動等の記録(生徒会活動、部活動等)」を評価した点(特別活動点)及び面接の結果(面接点)を総合して行っている。面接では、入学者の受入れに関する方針(アドミッション・ポリシー)に則り適性、意欲、人物を評価している。 学力選抜では、学力検査(理科、英語、数学、国語)及び調査書の合計点を評価して選抜している。 4年次の編入学者選抜では、アドミッション・ポリシーに則り、筆記試験(英語、数学、学科専門科目)及び面接の結果を総合して行っている。 帰国子女特別選抜では、学力検査(数学、理科、英語)、面接及び調査書(成績証明書)の合計点を評価して選抜している。	
	資料6-1-1-(1)-02 「令和2年度入学者募集要項」		
	資料6-1-1-(1)-03 「令和2年度第4学年編入学者募集要項」		
	資料6-1-1-(1)-04 「令和2年度帰国子女特別選抜入学者募集要項」		
観点6－1－② 入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）に沿った学生を実際に受入れているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立てているか。			
【留意点】なし。			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 検証及び検証結果を改善に役立てる体制を整備しているか。	◇検証の体制に関する資料		

■ 整備している	資料6-1-2-(1)-01 「入試運営委員会規程」	入学者の受入れに関する方針(アドミッション・ポリシー)に沿った学生の受入れが行われていることを検証及び改善するための取組は、入試運営委員会において行っている。	
	◇改善に役立てる体制に関する資料		
	資料6-1-2-(1)-02 「入試運営委員会議事要旨」		
(2) (1)の体制の下、実際に入学した学生が、入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）に沿っているかどうかの検証を行っているか。 ■ 行っている	◇検証を行っていることがわかる資料		
	資料6-1-2-(2)-01 「新入学生のアドミッション・ポリシーに関するアンケート」	本校では、制定した入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）を各種、広報活動にて周知を広く実施している。また受け入れた新入学者に対するアンケートを実施し、入試や志望動機に対して検証を行っている。 今後は、より具体的にアドミッション・ポリシーに沿った受入れかどうかを検証するアンケートを実施していく予定である。	
	資料6-1-2-(2)-02 「平成29年度入試に関わる広報活動状況を示す資料」		
	資料6-1-2-(2)-03 「平成30年度入試に関わる広報活動状況を示す資料」		
	資料6-1-2-(2)-04 「令和元年度入試に関わる広報活動状況を示す資料」		
(3) (2)の検証の結果を入学者選抜の改善に役立てているか。 ■ 改善に役立てている	◆検証の結果に基づいた具体的な改善の実施状況を踏まえて、検証の結果を改善に役立てている状況について、資料を基に記述する。		
		適切な入学者選抜の実現のため、資料6-1-2-(2)-01に示すアンケート結果より本校入学者選抜に関わる広報活動を見直し、現在は、資料6-1-2-(2)-02～04 に示す各種広報活動を実施し、本校アドミッション・ポリシーの周知と理解の促進に役立たせている。	

観点6－1－③ 実入学者数が、入学定員を大幅に超過、又は大幅に不足している状況になっていないか。また、その場合には、入学者選抜方法を改善するための取組が行われるなど、入学定員と実入学者数との関係の適正化が図られているか。			
【留意点】 ○ （2)の体制の整備は、必ずしもこの取組に特化した組織を整備することを求めているのではなく、既存の委員会で対応することとしている場合には、当該委員会に関する規定の所掌において定員と実入学者数との関係の把握と必要な改善のための取組が明示されていることを分析すること。 ○ （3)の入学定員に対する入学者数は、大学、大学院、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準に照らして、分析すること。			
関係法令 （設)第4条の2、第5条第2項 大学、大学院、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準（平成15年3月31日文部科学省告示第45号）			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 学生定員を学科ごとに1学級当たり40人を標準として、学則で定めているか。	◇学則の該当箇所		

■ 定めている	資料2-1-1-(1)-01 「本校の学科の構成が明示された資料」		再掲
(2) 学科ごとの入学定員と実入学者数との関係を把握し、改善を図るための体制を整備しているか。 ■ 整備している	◇体制の整備に係る規程等がわかる資料		
	資料6-1-2-(1)-01 「入試運営委員会規程」		再掲
(3) 過去 5 年間の学科ごとの入学定員に対する実入学者数が適正であるか。 ■ 適正である	◇【別紙様式】平均入学定員充足率計算表		
	資料6-1-3-(3)-01 「【別紙様式 2－2】平均入学定員充足率計算」	本校における平成26～31年度の5年間の入学定員に対する実入学者数の比率は、機械工学科，電気情報工学科，電子制御工学科，環境都市工学科はいずれも 1.05 倍，建築学科は 1.025 倍 であり，入学者数が入学定員を大幅に超える，又は大幅に下回る状況になっていない。 これらのことから，入学者の選抜が入学者の受入れに関する方針(アドミッション・ポリシー)に沿って適切な方法で実施され，機能しており，また実入学者数が入学定員と比較して適正な数となっていると判断する。	
(4) 過去 5 年間で、実入学者数が、入学定員を大幅に超過、又は大幅に不足している状況にあった場合は、改善の取組を行っているか。 ■ 過去 5 年間で大幅に超過、大幅に不足していないので、該当しない	◆大幅に超過、又は大幅に不足している状況にあった場合には、該当する学科について、実入学者数の改善に資する取組や教育環境等の改善により教育等に支障が生じないように取った対応等、実際に行った事例がわかる資料を基に記述する。		
6－1 特記事項 この評価の視点の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、記入すること。			
なし			

基準 6

優れた点

平成30～31年度に実施した本科入試倍率は、全学科平均で2.10倍で推移している。また、推薦入試は、平均1.30倍、建築学科は平均1.80であり、定員の50％をほぼ満たすため、学力の実質倍率は平均3.00倍となっている。このような結果は、中学校訪問（計136校）、出前授業（計5回）や公開講座（計9回）、入試説明会（本校および主要な地区、年9回）、オープンキャンパス（8月上旬）、高専祭時の入試説明会（10月下旬）、中学校教員および学習塾を対象とした入試説明会（10月上旬）、中学校PTAを対象にした本校見学会などの入試広報、本校保護者との懇談会（本校、地区別）などの地道な連携が支えている。

本校の広報活動をさらに推進するため、研究主事を筆頭にして、学生や教職員の活躍を可視化してホームページ、サテライトキャンパス（ショッピングセンター・モレラ岐阜）等におけるアウトリーチ活動や本校の魅力を情報発信する体制を整えている。

	資料6-1-2-(2)-02 「平成29年度入試に関わる広報活動状況を示す資料」		再掲
	資料6-1-2-(2)-03 「平成30年度入試に関わる広報活動状況を示す資料」		再掲
	資料6-1-2-(2)-04 「令和元年度入試に関わる広報活動状況を示す資料」		再掲

改善を要する点

なし

基準 7 準学士課程の学習・教育の成果

評価の視点			
7－1 卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に照らして、学習・教育の成果が認められること。			
観点 7－1－① 成績評価・卒業認定の結果から判断して、卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に沿った学習・教育の成果が認められるか。			
【留意点】			
○ 学生の成績（卒業時のG P A値等。）や原級留置の状況、単位修得率（登録授業単位数に対する修得単位数の率。）等、成果を総合的に分析すること。			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）			
以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。			
■ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 学生が卒業時に身に付ける学力、資質・能力について、成績評価・卒業認定の結果から学習・教育の成果を把握・評価するための体制を整備しているか。 ■ 整備している	◇体制の整備状況がわかる資料		
	資料1-1-1-(2)-01 「主管会議規程」	成績評価・卒業認定は、教務会議で卒業要件確認表を作成し、主管会議・運営会議（卒業認定会議）において単位修得状況を授業科目の履修・単位の修得及び修了認定に関する規則に基づいて審議し、卒業認定している。	再掲
	資料1-1-1-(2)-02 「運営会議規程」		再掲
	資料3-2-3-(1)-02 「教務会議規程」		再掲
	資料5-3-1-(1)-01 「授業科目の履修・単位の修得及び修了認定に関する規則」		再掲
(2) 学生が卒業時に身に付ける学力、資質・能力について、成績評価・卒業認定の結果から学習・教育の成果を把握・評価しているか。 ■ 把握・評価している	◇成績評価・卒業認定等に関するデータ・資料		
	資料7-1-1-(2)-01 「令和元年度卒業生の卒業認定方針DPの達成度評価（5学科）」	各学科の卒業の認定に関する方針(ディプロマ・ポリシー)の項目（A～E）をより具体的にカテゴリー分けしたものがA－1，B－1等である。これらのカテゴリーに該当する主要科目を資料7-1-1-(2)-01に示した。これらの科目の評定6を基準（100%）として、クラス評定の平均値を同表に示した。なお、これらのカテゴリーには必ず必修科目が含まれていることから、卒業に必要な単位修得をもって卒業の認定に関する方針(ディプロマ・ポリシー)の達成状況を把握している。	再掲
	資料5-3-2-(5)-01 「卒業認定方針（DP）に関する認知度アンケート(2020年度卒業予定)」		
	資料7-1-1-(2)-02 「成績評価（進級判定）の実施状況がわかる資料」		
(3) (2)の結果から学習・教育の成果が認められるか。 ■ 認められる	◇把握・評価の実施状況がわかる資料		
	資料7-1-1-(3)-01 「令和元年度学位授与率，進級率，留年率，退学率に関する資料」		
	◆左記(2)及び上記の資料を踏まえて、学習・教育の成果が認められることについて、資料を基に記述する。		

	資料7-1-1-(2)-01 「令和元年度卒業生の卒業認定方針DPの達成度評価（5学科）」	資料7-1-1-(2)-01に示したすべてのカテゴリーで100%を越えたことにより，ディプロマ・ポリシーの各項目を達成したと評価している。	再掲
観点 7－1－② 達成状況に関する学生・卒業生・進路先関係者等からの意見の聴取の結果から判断して、卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に沿った学習・教育の成果が認められるか。			
【留意点】			
○ (1)の体制の整備が、観点 7－1－①と同じ体制で実施されている場合には、観点 7－1－①と同じ資料となる。			
○ (2)(3)(4)は、観点 1－1－③で分析している種々の評価結果の一部と同一のものであるため、内容の整合性に留意して分析すること。			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）			
以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。			
■ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 学生が卒業時に身に付ける学力・資質・能力について、学生・卒業生・進路先関係者等からの意見聴取の結果に基づいて学習・教育の成果を把握・評価するための体制を整備しているか。 ■ 整備している	◇体制の整備状況がわかる資料		
	資料1-1-1-(1)-04 「自己点検・評価の実施計画を示す資料」	点検評価・フォローアップ委員会にて実施計画されている学生・卒業生・進路先関係者等からの意見聴取を同委員会内の自己点検・評価実施ワーキンググループが同内規に基づき実施している。 実施内容については、点検評価・フォローアップ委員会にて審議されている。	再掲
	資料1-1-1-(2)-05 「自己点検・評価実施ワーキンググループ内規」		再掲
(2) 学生が卒業時に身に付けた学力・資質・能力について、卒業時の学生に対する意見聴取の結果から学習・教育の成果の把握・評価を行っているか。 ■ 行っている	◇意見聴取の結果に関するデータ・資料		
	資料7-1-2-(2)-01 「アンケート調査結果の検討を行った会議の議事要旨」	卒業時の学生に対して教務会議が本校ディプロマ・ポリシーで掲げる学生が卒業時に身に付けた学力・資質・能力を示す各項目（A～E）について、資料7-1-2-(2)-02に示すアンケートにより把握・評価を実施している。	
	資料7-1-2-(2)-02 「令和元年度卒業生アンケート（DP卒業認定方針）」		
(3) 学生が卒業時に身に付けた学力・資質・能力について、卒業生（卒業後5年程度経った者）に対する意見聴取の結果から学習・教育の成果の把握・評価を行っているか。 ■ 行っている	◇把握・評価の実施状況がわかる資料		
		平成23年度以降、卒業生に対する意見聴取は行っていないため、今後、卒業生お	

		よび進路先関係者等に対する意見聴取を実施予定である。	
(4) 学生が卒業時に身に付けた学力、資質・能力について、進路先関係者等に対する意見聴取の結果から学習・教育の成果の把握・評価を行っているか。 ■ 行っている			
	資料1-1-3-(1)-09 「就職先アンケート報告（平成29年度実施）」	資料1-1-3-(1)-09に示す就職先アンケートおよび資料1-1-3-(1)-10に示す進学先アンケート結果より、本校学生が卒業時に身に付けた学力、資質、能力について把握・評価を実施している。 なお、進学先アンケートは当初、平成25年度に実施する予定であったが、前回認証評価実施の翌年、平成26年度に実施した。	再掲
	資料1-1-3-(1)-10 「平成25年度岐阜高専進学先アンケートの結果」		再掲
	資料1-1-3-(1)-11 「平成25年度岐阜高専進学先アンケートが翌年度にかけて実施されたことを示す議事要旨」		再掲
(5) (2)～(4)の評価結果から学習・教育の成果が認められるか。 ■ 認められる			
	◆左記(2)～(4)及び上記の資料を踏まえて、学習・教育の成果が認められることについて、資料を基に記述する。		
	資料7-1-2-(2)-02に示す卒業時の学生に対する本校ディプロマ・ポリシーに関するアンケートでは、ほとんどの項目について70%以上が達成したと答えており、学習・教育の成果が認められる。 また、資料1-1-3-(1)-09に示した就職先アンケートでは、本校卒業生の優れている能力として本校ディプロマ・ポリシーに掲げた5つの項目については多くの企業から評価を得ている。資料1-1-3-(1)-10に示す進学先アンケート結果からも同様の評価が得られており、学習・教育の成果が認められる。		
観点7－1－③ 就職や進学といった卒業後の進路の状況等の実績から判断して、学習・教育の成果が認められるか。			
【留意点】なし。			
関係法令 (法)第122条 (施)第178条			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 学校として把握している最近5年間の就職率及び進学率から判断して、学習・教育の成果が認められるか。 ■ 認められる	◇【別紙様式】卒業生進路実績表		
	資料7-1-3-(1)-01 「【別紙様式2－4】卒業（修了）者進路実績表」		

(2) 学校として把握している就職先や進学先は、各学科の養成しようとする人材像に適したものとなっているか。 ■ なっている			
	◆就職率・進学率や就職先等から、養成しようとする人材像にかなった成果が得られているかどうかについて、資料を基に記述する。		
	本校における平成27年度～令和元年度の5年間の平均状況からみて、就職については、就職率(就職者数/就職希望者数)は100%と極めて高く、就職先も本校が育成する技術者像に適合する製造業や情報通信業、交通・電気・エネルギー供給・水道などのインフラ関連、公務員（国家・地方）、学術研究、専門・技術サービス業等となっている。進学についても、進学率（進学者数/進学希望者数）は約100%と極めて高く、進学先も学科の分野に関連した高等専門学校の専攻科や大学の工学系、理学系の学部等となっている。		

7－1 特記事項 この評価の視点の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、記入すること。

なし			

基準 7

優れた点

なし			

改善を要する点

なし			

基準 8 専攻科課程の教育活動の状況

評価の視点 8－1 専攻科課程の教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に基づき、教育課程が体系的に編成され、専攻科課程としてふさわしい授業形態、学習指導法等が採用され、適切な研究指導等が行われていること。また、専攻科課程の教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）並びに修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に基づき、成績評価・単位認定及び修了認定が適切に行われており、有効なものとなっていること。							
観点 8－1－① 教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に基づき、授業科目が適切に配置され、教育課程が体系的に編成されているか。 【留意点】 ○ 観点 1－2－⑤の教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）を踏まえた授業科目の配置となっているか分析すること。 ○ 本評価書Ⅰ(1)4. において、特例適用専攻科又は J A B E E 認定プログラムについて記載した場合は、その結果を利用できる。利用する場合は、当該結果を根拠として本観点全体の判断を行うこととし、根拠理由欄に、この結果を踏まえた根拠理由を記述すること。自己点検・評価結果欄の項目について、個別の記入は要しない。							
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■ 満たしていると判断する							
（根拠理由欄） 特例適用専攻科の審査結果より、教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に基づき、授業科目が適切に配置され、教育課程が体系的に編成されていると判断する。							
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）		自己点検・評価の根拠資料・説明等欄		備考		再掲	
(1) 教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）を踏まえて、適切な授業科目を体系的に配置しているか。 （リストから選択してください）		◇カリキュラム一覧表、授業科目系統図等の授業科目配置状況がわかる資料					
観点 8－1－② 準学士課程の教育との連携、及び準学士課程の教育からの発展等を考慮した教育課程となっているか。 【留意点】 ○ 本評価書Ⅰ(1)4. において、特例適用専攻科又は J A B E E 認定プログラムについて記載した場合は、その結果を利用できる。利用する場合は、当該結果を根拠として本観点全体の判断を行うこととし、根拠理由欄に、この結果を踏まえた根拠理由を記述すること。自己点検・評価結果欄の項目について、個別の記入は要しない。							
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■ 満たしていると判断する							
（根拠理由欄） 特例適用専攻科の審査結果より、準学士課程の教育との連携、及び準学士課程の教育からの発展等を考慮した教育課程となっていると判断する。							

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 専攻科の教育課程は、準学士課程の教育との連携、及び準学士課程の教育からの発展等を考慮しているか。	◇連携及び発展等の考慮状況がわかる資料		
(リストから選択してください)			
観点 8－1－③ 教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態のバランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導上の工夫がなされているか。			
【留意点】			
○ 本評価書Ⅰ(1)4.において、J A B E E 認定プログラムについて記載した場合は、その結果を利用できる。利用する場合は、当該結果を根拠として本観点全体の判断を行うこととし、根拠理由欄に、この結果を踏まえた根拠理由を記述すること。自己点検・評価結果欄の各項目について、個別の記入は要しない。			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）			
以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。			
■ 満たしていると判断する			
(根拠理由欄)			
満たしていると判断する場合であって、J A B E E 認定プログラムの認定に係る結果を利用する場合は、当該結果が利用できると判断した根拠理由を記述すること。 なお、利用しない場合は、下記の自己点検・評価結果の各項目について分析すること。			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に基づき、講義、演習、実験、実習等の適切な授業形態が採用されているか。	◇授業形態の開講状況（バランスを含む。）がわかる資料		
■ 採用されている	資料8-1-3-(1)-01 「一般科目、専門基盤科目および専門展開科目別の授業の講義、演習、実験・実習部分の単位数の割合」		
	◆授業形態のバランスが適切であることについて、資料を基に記述する。		
	資料8-1-3-(1)-01 「一般科目、専門基盤科目および専門展開科目別の授業の講義、演習、実験・実習部分の単位数の割合」のとおり、実験・実習部分は開設単位数合計の20％以上を占めている。また、講義内容をより理解させる上で、実験、プログラミング演習、シミュレーションツールを使用した実習ならびに成果報告、およびフィールドワークなどを講義科目として取り入れており、適切な授業形態となっている。		

(2) 教育内容に応じて行っている、学習指導上の工夫には、どのような工夫があるか。（該当する選択肢にチェック■する。） ■ 教材の工夫 ■ 少人数教育 ■ 対話・討論型授業 ■ フィールド型授業 ■ 情報機器の活用 ☐ 基礎学力不足の学生に対する配慮 ■ 一般科目と専門科目との連携 ☐ その他	◇チェックした項目の実施状況がわかる資料		
	資料8-1-3-(2)-01 「コンピュータシステムとLMSの授業における利用例」		
	資料5-2-1-(2)-02 「少人数教育(卒業研究・特別研究)」		再掲
	資料8-1-3-(2)-02 「専攻科特別実験におけるAL活用」		
	資料8-1-3-(2)-03 「科学技術リテラシー教育実習の取り組み」		
	資料8-1-3-(2)-04 「クラウドを活用した構造解析演習の実践」		
	資料8-1-3-(2)-05 「英語科教員による特別研究1 英語ポスター発表原稿添削指導について」		
	◆その他の項目をチェックした場合は、その内容を列記し、その状況がわかる資料を提示する。		
	資料8-1-3-(2)-06 「平成27年～令和元年度専攻科修了生の学会活動」	学会等での発表を修了要件の一つとしている。	

観点 8－1－④ 教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に基づき、教養教育や研究指導が適切に行われているか。

【留意点】
○ 教養教育の実施状況や学生の研究指導が、学校教育法上の目的及び学校の教育の目的を達成する上で適切なものであるかどうかを分析すること。
○ 本評価書Ⅰ(1)4.において、特例適用専攻科について記載した場合は、その結果を利用できる。利用する場合は、当該結果を根拠として本観点全体の判断を行うこととし、根拠理由欄に、この結果を踏まえた根拠理由を記述すること。自己点検・評価結果欄の項目について、個別の記入は要しない。

関係法令 (法)第119条第2項

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

■ 満たしていると判断する

（根拠理由欄）

特例適用専攻科の審査結果より、教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に基づき、教養教育や研究指導が適切に行われていると判断する。

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 学生への教養教育や研究指導を、適切に行っているか。	◇教養教育や研究指導の実施状況がわかる資料		
（リストから選択してください）			

観点 8－1－⑤ 成績評価・単位認定基準が、教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に従って、組織として策定され、学生に周知されているか。また、成績評価・単位認定が適切に実施されているか。

【留意点】

○ 本評価書Ⅰ(1)4.において、J A B E E 認定プログラムについて記載した場合は、その評価結果を利用できる。利用する場合は、当該結果を根拠として本観点全体の判断を行うこととし、根拠理由欄に、この結果を踏まえた根拠理由を記述すること。自己点検・評価結果欄の各項目について、個別の記入は要しない。

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

■ 満たしていると判断する

（根拠理由欄）

満たしていると判断する場合であって、J A B E E 認定プログラムの認定に係る結果を利用する場合は、当該結果が利用できると判断した根拠理由を記述すること。

なお、利用しない場合は、下記の自己点検・評価結果の各項目について分析すること。

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 成績評価や単位認定に関する基準を、教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に基づき、策定しているか。	◇成績評価や単位認定に関する規定等の該当箇所		
	資料8-1-5-(1)-01 「単位修得に関する規程」		
	資料8-1-5-(1)-02 「試験，成績評価及び修了認定に関する内規」		
(2) 成績評価や単位認定に関する基準に基づき、各授業科目の単位認定等を行っているか。	◇成績評価の組織内でのチェック等、成績評価が適切に実施されていることがわかる資料		
	資料8-1-5-(2)-01 「教員面談報告書」	各授業科目の単位認定資料、答案等の根拠資料については、訪問時に提示する。	
(3) 1 単位の履修時間が授業時間以外の学修と合わせて45時間である授業科目を配置している場合、授業時間以外の学修についての評価がシラバス記載どおりに行われていることを学校として把握しているか。	◇学校として把握していることがわかる資料		
	資料8-1-5-(3)-01 「本格運用3年目を迎えた岐阜高専LMSの利用状況」		
(4) 成績評価や単位認定に関する基準を学生に周知しているか。	◇周知を図る取組の内容（学生の手引きへの掲載、ウェブサイトでの明示等。）がわかる資料		
	資料8-1-5-(4)-01 「教務（専攻科）」		

(5) (4)について、学生の認知状況を学校として把握しているか。	◇認知状況がわかる資料		
■ 把握している	資料8-1-5-(5)-01 「授業評価・達成度評価報告書及びフィードバック報告書」	試験後に実施するフォローアップ授業では、学生に答案を返却し模範解答を説明している。その際、欠課時数および成績評価を学生に確認させている。	
		これらは、授業評価・達成度評価報告書及びフィード報告書に示された教員の自己点検項目として学生にも評価されている。	
(6) 追試、再試の成績評価方法を定めているか。	◇追試、再試の成績評価の規程等がわかる資料		
■ 定めている	資料8-1-5-(1)-02 「試験，成績評価及び修了認定に関する内規」		再掲
(7) 成績評価結果に関する学生からの意見申立の機会があるか。	◇成績評価結果に関する学生からの意見申立の機会の規定等がわかる資料		
■ ある	資料5-3-1-(7)-01 「学生からの要望及び意見に関する申立せ」		再掲
(8) 成績評価等の客観性、厳格性を担保するため、どのような組織的な措置を行っているか。（該当する選択肢にチェック■する。）			
■ 成績評価の妥当性の事後チェック	資料1-1-1-(2)-04 「点検評価・フォローアップ委員会規程」		再掲
■ 答案の返却	資料1-1-2-(1)-04 「学習評価・フォローアップ点検の担当組織がわかる資料」		再掲
■ 模範解答や採点基準の提示	資料1-1-2-(1)-05 「学習評価フォローアップ点検実施要領」		再掲
☐ G P A の進級判定への利用	資料8-1-5-(2)-01 「教員面談報告書」		再掲
☐ 成績分布のガイドラインの設定	資料8-1-5-(8)-01 「令和2年度第1回スパイラル会議」		
☐ 複数年次にわたり同じ試験問題が繰り返されていないことのチェック	資料8-1-5-(8)-02 「平成24年度学習評価・フォローアップ点検実施要領（抜粋）」		
■ 試験問題のレベルが適切であることのチェック			
☐ その他			
	◆実施状況や成績分布を踏まえて、成績評価や単位認定における基準の客観性・厳格性を担保するための措置が、有効に機能しているかどうかについて、資料を基に記述する。		

	成績評価や単位認定については、客観的かつ厳格な判断を学校として一貫性をもって担保する必要があるので、最終的には学科長等が出席する運営会議で協議を行った上で校長が決定している。また、各科目においては、成績評価を厳格なものとするために、定期試験の模範解答および答案、課題、レポート等、根拠資料の保管を義務づけている。各教員は、それらの根拠資料を互いに照合ならびに点検することができるようになっている。また、各期末には、点検評価フォローアップ委員会により、成績評価資料等の点検が実施されている（（再掲）資料1-1-2-(1)-05「学習評価フォローアップ点検実施要領」、（再掲）資料8-1-5-(5)-01「授業評価・達成度評価報告書及びフィードバック報告書」）。 定期試験の答案や課題ならびにレポート等は、一旦、学生に返却し、学生自身に評価内容を確認させている。また学生には、評価内容について授業担当教員に説明を求めることができるように配慮している。 なお、このような成績評価や単位認定については、入学時に配布される「学生便覧」に明示されている、（再掲）資料8-1-5-(1)-01「単位修得に関する規程」や（再掲）資料8-1-5-(1)-02「試験，成績評価及び修了認定に関する内規」、およびHPで明示されている各授業科目のシラバス等を通じて学生に周知されている。		
	◆その他の項目にチェックした場合は、具体的な内容を記述する。		

観点 8－1－⑥ 修了認定基準が、修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に従って、組織として策定され、学生に周知されているか。また、修了認定が適切に実施されているか。

【留意点】

○ 本評価書Ⅰ(1)4.において、J A B E E 認定プログラムについて記載した場合は、その評価結果を利用できる。利用する場合は、当該結果を根拠として本観点全体の判断を行うこととし、根拠理由欄に、この結果を踏まえた根拠理由を記述すること。自己点検・評価結果欄の各項目について、個別の記入は要しない。

関係法令 （法）第119条第2項			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）			
以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。			
■ 満たしていると判断する			
（根拠理由欄）			
満たしていると判断する場合であって、J A B E E 認定プログラムの認定に係る結果を利用する場合は、当該結果が利用できると判断した根拠理由を記述すること。 なお、利用しない場合は、下記の自己点検・評価結果の各項目について分析すること。			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 学則等に、修業年限を1年以上と定めているか。 ■ 定めている	◇学則等の該当箇所がわかる資料		
	資料8-1-6-(1)-01「専攻科課程の学則」		

(2) 修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に基づき、修了認定基準を定めているか。 ■ 定めている	◇定めている該当規程や修了認定基準		
	資料8-1-5-(1)-02 「試験、成績評価及び修了認定に関する内規」		再掲
	資料8-1-6-(2)-01 「成績評価及び修了認定に関する内規第15条に定める未修得授業科目の単位認定等の取扱いに関する申合せ」		
	資料8-1-6-(1)-01 「専攻科課程の学則」		再掲
	資料8-1-6-(2)-02 「岐阜工業高等専門学校専攻科学生の実験、成績評価及び修了認定等に関する申合せ」		
(3) 修了認定基準に基づき、修了認定しているか。 ■ 認定している	◇関係する委員会等の会議資料		
	資料8-1-6-(3)-01 「平成31年度専攻科会議（臨時）議事録」		
	資料8-1-6-(3)-02 「2019年度第12回主管会議議事録」		
(4) 修了認定基準を学生に周知しているか。 ■ 周知している	◇周知を図る取組の内容（学生の手引きへの掲載、ウェブサイトでの明示等。）がわかる資料		
	資料8-1-5-(4)-01 「教務（専攻科）」		再掲
(5) (4)について、学生の認知状況を学校として把握しているか。 ■ 把握している	◇学生の認知状況を把握していることがわかる資料		
	資料5-3-1-(5)-01 「授業アンケートの集計結果」		再掲
8－1 特記事項 この評価の視点の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、記入すること。 特に専攻科課程の教育課程及び教育方法に関して、準学士課程の5－1及び5－2の内容を参考に、特記すべき個性や特色等があれば、自由に記入すること。			
本校の専攻科では、学生の海外インターンシップ（短期留学派遣）により国際化を推進するために、平成23年度から国際交流室を設置し、海外の大学と包括的な交流協定を結んでいる。平成23年11月にインドネシアのバンドン工科大学と協定を結んで以来、各国の大学と協定を結び、平成31年4月現在で包括交流協定締結校は13大学に及んでいる。毎年、十数名の学生が夏季休業中に短期留学するとともに、20名程度の短期留学生を受け入れている。双方向交流により、学生の国際感覚の涵養しグローバルで活躍できる人材を育成している。			
		資料8-1-特記事項「岐阜高専の国際交流事業」	
評価の視点 8－2 専攻科課程としての入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）に沿って適切に運用されており、適正な数の入学状況であること。			

観点8－2－① 入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）に沿って適切な入学者選抜方法が採用されており、実際の学生の受入れが適切に実施されているか。 【留意点】 ○ 合否判定基準については、提示できるものがあれば、提示すること。自己評価書での提示が不可能な場合は、訪問調査時に提示すること。			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）、特に入学者選抜の基本方針に沿った入学者選抜方法（学生募集の方針、選抜区分（学力選抜、推薦選抜等。）、面接内容、配点・出題方針等）となっているか。 ■ なっている	◇入学者選抜要項、面接要領、合否判定基準、入学試験実施状況等がわかる資料		
	資料8-2-1-(1)-01 「令和2年度専攻科学生募集要項」		
	資料8-2-1-(1)-02 「令和2年度専攻科先端融合テクノロジー連携プログラム学生募集要項」		
	資料8-2-1-(1)-03 「平成32（2020）年度専攻科入学者選抜実施要項」		
	資料8-2-1-(1)-04 「令和2年度専攻科入学者（推薦）選抜実施要領」		
	資料8-2-1-(1)-05 「令和2年度専攻科入学者（学力、前期）選抜実施要領」		
	資料8-2-1-(1)-06 「令和2年度専攻科入学者（学力、後期）選抜実施要領」		
観点8－2－② 入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）に沿った学生を受入れているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立てているか。 【留意点】 なし。			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 検証及び検証結果を改善に役立てる体制を整備しているか。 ■ 整備している	◇検証の体制に関する資料		
	資料8-2-2-(1)-01 「入試運営委員会規程」		
	資料8-2-2-(1)-02 「専攻科運営規程」		
	資料1-1-1-(2)-01 「主管会議規程」		再掲
	◇改善に役立てる体制に関する資料		
	資料8-2-2-(1)-03 「平成31年度第1回入試運営委員会議事要旨」		
	資料8-2-2-(1)-04 「令和元年度第3回入試運営委員会議事要旨」		
(2) (1)の体制の下、実際に入学した学生が、入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）に沿っているかどうかの検証を行っているか。 ■ 行っている	資料8-2-2-(1)-05 「令和元年度第4回入試運営委員会議事要旨」		
	◇検証を行っていることがわかる資料		
	資料8-2-2-(2)-01 「平成31年度専攻科会議（第2回）議事録（推薦）」		
	資料8-2-2-(2)-02 「2019年度第2回主管会議議事録（専攻科推薦）」		
	資料8-2-2-(2)-03 「平成31年度専攻科会議（第3回）議事録（前期学力）」		
	資料8-2-2-(2)-04 「2019年度第3回主管会議議事録（専攻科前期学力）」		

	資料8-2-2-(2)-05 「平成31年度専攻科会議（第8回）議事録（後期学力）」		
	資料8-2-2-(2)-06 「2019年度第8回主管会議議事録（専攻科後期学力）」		
	資料8-2-2-(2)-07 「自己申告書（専攻科出願書類）」		
(3) (2)の検証の結果を入学者選抜の改善に役立てているか。 ■ 改善に役立てている			
	資料8-2-2-(3)-01 「専攻科学生募集要項の出願資格」		
	◆検証の結果に基づいた具体的な改善の実施状況を踏まえて、検証の結果を改善に役立てている状況について、資料を基に記述する。		
	選抜基準や選抜方法について、毎年、専攻科会議や入試運営委員会で、入学選抜検査の結果から、試験内容、実施方法などを検討しており、入学者選抜の改善にフィードバックしている。一例ではあるが、令和2年度入学者から、TOEFL iBTのスコアの英語得点への換算と、本科第4学年までの全専門科目の成績平均点（調査書）を学力選抜判定項目に取り入れている。		
観点８－２－③ 実入学者数が、入学定員を大幅に超過、又は大幅に不足している状況になっていないか。また、その場合には、入学者選抜方法を改善するための取組が行われるなど、入学定員と実入学者数との関係の適正化が図られているか。 【留意点】 ○ (2)の体制の整備は、必ずしもこの取組のためだけの組織を整備することを求めているのではなく、既存の委員会で対応することとなっている場合には、当該委員会に関する規定の所掌において定員と実入学者数との関係の把握と必要な改善のための取組が明示されていることを分析すること。			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 学生定員を専攻ごとに学則等で定めているか。 ■ 定めている	◇学則等の該当箇所		
	資料8-1-6-(1)-01 「専攻科課程の学則」		再掲
(2) 専攻ごとの入学定員と実入学者数との関係を把握し、改善を図るための体制を整備しているか。 ■ 整備している	◇体制の整備に係る規程等がわかる資料		
	資料8-2-2-(1)-01 「入試運営委員会規程」		再掲
	資料8-2-2-(1)-02 「専攻科運営規程」		再掲

(3) 過去 5 年間の専攻ごとの入学定員に対する実入学者数が適正であるか。 ■ 超過又は不足がある	◇【別紙様式】平均入学定員充足率計算表		
	資料6-1-3-(3)-01 「【別紙様式 2 - 2】平均入学定員充足率計算」		再掲
(4) 過去 5 年間で、実入学者数が、入学定員を大幅に超過、又は大幅に不足している状況にあった場合は、改善の取組を行っているか。 ■ 行っている	◆大幅に超過、又は大幅に不足している状況にあった場合には、該当する専攻について、実入学者数の改善に資する取組や教育環境等の改善により教育等に支障が生じないように取った対応等、実際に行った事例がわかる資料を基に記述する。		
	資料8-2-3-(4)-01 「平成27年～令和元年度専攻科修了生の学位取得率」		
	資料8-2-3-(4)-02 「専攻科棟改修計画」	AV室を改修し、定員40名の講義室とした。	
	別紙様式をもとに、毎年、実入学者数の過不足について、専攻科会議ならびに入試運営委員会で議論している。改組後4年間の状況は、実入学者数が入学定員を大幅に超過しているが、資料8-2-3-(4)-01「平成27年～令和元年度専攻科修了生の学位取得率」との関係注視しながら、実入学者数や教員の配置に改善が必要か否かを適宜検討するようにしている。また、教育施設面では、資料8-2-3-(4)-02「専攻科棟改修計画」に示すように、平成30年度に専攻科学生講義室を1室増すとともに、電子黒板等を導入するなどして教育環境の改善を図っている。		
8－2 特記事項 この評価の視点の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、記入すること。			
なし			
評価の視点			
8－3 修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に照らして、学習・教育・研究の成果が認められること。			
観点 8－3－① 成績評価・修了認定の結果から判断して、修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に沿った学習・教育・研究の成果が認められるか。			
【留意点】 ○ 学生の成績（修了時のG P A値等。）や修業年限修了率、単位修得率（登録授業単位数に対する修得単位数の率。）等、成果を総合的に分析すること。			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。			

■ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 学生が修了時に身に付ける学力、資質・能力について、成績評価・修了認定の結果から学習・教育・研究の成果を把握・評価するための体制を整備しているか。 ■ 整備している	◇体制の整備状況がわかる資料		
	資料1-1-1-(2)-01 「主管会議規程」		再掲
	資料1-1-1-(2)-02 「運営会議規程」		再掲
	資料8-2-2-(1)-02 「専攻科運営規程」		再掲
(2) 学生が修了時に身に付ける学力、資質・能力について、成績評価・修了認定の結果から学習・教育・研究の成果を把握・評価しているか。 ■ 把握・評価している	◇成績評価・修了認定等に関するデータ・資料		
	資料8-1-6-(3)-01 「平成31年度専攻科会議（臨時）議事録」		再掲
	資料8-1-6-(3)-02 「平成31年度第12回主管会議議事録」		再掲
	資料8-1-3-(2)-06 「平成27年～令和元年度専攻科修了生の学会活動」		再掲
(3) (2)の結果から学習・教育・研究の成果が認められるか。 ■ 認められる	◇把握・評価の実施状況がわかる資料		
	資料8-2-3-(4)-01 「平成27年～令和元年度専攻科修了生の学位取得率」		再掲
	◆左記(2)及び上記の資料を踏まえて、学習・教育・研究の成果が認められることについて、資料を基に記述する。		
	（再掲）資料8-1-6-(3)および資料8-1-6-(3)-02に示すように、学生が終了時に身に付ける学力、資質・能力について、成績評価が適正に行われている。また、（再掲）資料1-1-1-(2)-01、資料1-1-1-(2)-02、および資料8-1-3-(2)-05に示すように、成績評価・修了認定の結果から学習・教育・研究の成果を把握・評価するための体制が整備されている。さらに、（再掲）資料8-2-3-(4)-01および資料8-1-3-(2)-05に示すように、学位取得率や学会等での発表も良好（過去5年間で100％）であり、学生が修了時に身に付ける学力、資質・能力を適正に把握・評価している。		
観点 8－3－② 達成状況に関する学生・修了生・進路先関係者等からの意見の聴取の結果から判断して、修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に沿った学習・教育・研究の成果が認められるか。			
【留意点】 ○ (1)の体制の整備が、観点 8－3－①同じ体制で実施されている場合には観点 8－3－①と同じ資料となる。 ○ (2)(3)(4)は、観点 1－1－③で分析している種々の評価結果の一部と同一のものであるため、内容の整合性に留意して分析すること。			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■ 満たしていると判断する			

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 学生が修了時に身に付ける学力、資質・能力について、学生・修了生・進路先関係者等からの意見聴取の結果に基づいて、学習・教育・研究の成果を把握・評価するための体制を整備しているか。 ■ 整備している	◇体制の整備状況がわかる資料		
	資料1-1-1-(2)-05 「自己点検・評価実施ワーキンググループ内規」		再掲
	資料1-1-2-(1)-04 「学習評価・フォローアップ点検の担当組織がわかる資料」		再掲
(2) 学生が修了時に身に付けた学力、資質・能力について、修了時の学生に対する意見聴取の結果から学習・教育・研究の成果の把握・評価を行っているか。 ■ 行っている	◇意見聴取の結果に関するデータ・資料		
	資料1-1-3-(1)-05 「専攻科修了生のアンケート」		再掲
(3) 学生が修了時に身に付けた学力、資質・能力について、修了生（修了直後でない者）に対する意見聴取の結果から学習・教育・研究の成果の把握・評価を行っているか。 ■ 行っている	◇把握・評価の実施状況がわかる資料		
	資料1-1-3-(1)-06 「卒業後の学生の意見反映の例」		再掲
(4) 学生が修了時に身に付けた学力、資質・能力について、進路先関係者等に対する意見聴取の結果から学習・教育・研究の成果の把握・評価を行っているか。 ■ 行っている	◇把握・評価の実施状況がわかる資料		
	資料1-1-3-(1)-06 「卒業後の学生の意見反映の例」		再掲
	資料1-1-3-(1)-09 「就職先アンケート報告（平成29年度実施）」		再掲
	資料1-1-3-(1)-10 「平成25年度岐阜高専進学先アンケートの結果」		再掲
	資料1-1-3-(1)-11 「平成25年度岐阜高専進学先アンケートが翌年度にかけて実施されたことを示す議事要旨」		再掲
	資料8-3-2-(4)-01 「平成29年度実施の卒業生の就職企業へのアンケート結果」		
(5) (2)～(4)の評価結果から学習・教育・研究の成果が認められるか。 ■ 認められる			
	◆左記(2)及び上記の資料を踏まえて、学習・教育・研究の成果が認められることについて、資料を基に記述する。		

	修了生および進路先関係者等に関する意見聴取の結果は、（再掲）資料1-1-3-(1)-06、資料1-1-3-(1)-09、資料1-1-3-(1)-10、資料1-1-3-(1)-11、および資料8-3-2-(4)-01に示すように、専攻科修了生が終了時に身に付けた学習、資質・能力はいずれも高く評価されており、学習・教育・研究の成果が認められる。		
観点 8－3－③ 就職や進学といった修了後の進路の状況等の実績から判断して、学習・教育・研究の成果が認められるか。			
【留意点】なし。			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）			
以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。			
■ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 学校として把握している最近 5 年間の就職率及び進学率から判断して、学習・教育・研究の成果が認められるか。	◇【別紙様式】修了者進路実績表		
	資料7-1-3-(1)-01 「【別紙様式 2－4】卒業（修了）者進路実績表」		再掲
(2) 学校として把握している就職先や進学先は、各専攻の養成しようとする人材像に適したものとなっているか。			
	◆就職率・進学率や就職先等から、養成しようとする人材像にかなった成果が得られているかどうかについて、資料を基に記述する。		
	別紙様式に示すように、最近 5 年間の就職率及び進学率から判断して、学習・教育・研究の成果が認められる。また、就職先や進学先は、専攻科の養成しようとする人材像に適したものとなっている。		
観点 8－3－④ 修了生の学位取得状況から判断して、学習・教育・研究の成果が認められるか。			
【留意点】			
○ 学位の取得を目的としていない専攻科については、「□学位の取得を目的としていないので、該当しない」の欄をチェックすること。			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）			
以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。			
■ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1)過去 5 年間の修了生の学位取得の状況から、学習等の成果が認められるか。	◇学位取得状況がわかる資料		

■ 認められる	資料8-2-3-(4)-01 「平成27年～令和元年度専攻科修了生の学位取得率」		再掲

8－3 特記事項 この評価の視点の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、記入すること。

なし			

基準 8

優れた点

なし			

改善を要する点

過去5年間の状況では、実入学者数が入学定員を大幅に超過しているが、学位取得率との関係を注視しながら必要に応じて改善の取組を図ってきた。実入学者数が定員の2倍を超えたことはないが、引き続き実入学者数と学位取得率の関係を注視し、適正な合格者数を明確にすることが望まれる。			